

高病原性鳥インフルエンザ

現地対策班 防疫支援グループ

防疫作業マニュアル

目 次

1 防疫支援センター 1

- (1) 設置の目的と設営条件
- (2) グループ構成（殺処分開始前（準備））
- (3) 殺処分開始前の準備
- (4) 殺処分開始以降の運営

2 発生農場サポート拠点 7

- (1) 設置の目的と設置条件
- (2) グループ構成（殺処分開始前（準備））
- (3) 殺処分開始前（遺伝子検査陽性時以降）
- (4) 殺処分開始以降

<添付資料>

- ・家畜防疫作業発生時における救護対応マニュアル
- ・鳥インフルエンザ発生時における健康調査対応マニュアル

防疫支援グループ

1 防疫支援センター

(1) 設置の目的と設営条件

ア 目的

- ・防疫作業者の集合場所
- ・防疫作業者等の健康チェック、作業準備、消毒、更衣
- ・防疫作業者等の移動のためのバスの運営・管理
- ・発生農場のサポート拠点と消毒ポイントの資材の受入れ、管理
- ・発生地グループと家畜防疫対策班との連絡窓口

イ 設営条件

- ・発生農場に近い
- ・主に体育館や公民館の使用を想定
- ・大型車両と普通車 300 台以上の駐車スペースが確保できる（可能な限り、団体動員、建設業協会（バス等）、人材派遣動員、県職員動員（直接現地）の 2 班分が可能な駐車場台数を確保）。

(2) グループ構成(殺処分開始前（準備）)

リーダー	畜産振興課 2 名
サブリーダー	現地農林事務所 2 名
構成員	家畜保健衛生所 2 名 管轄保健所 2 名 現地農林事務所 3 名 疾病対策課 1 名 市町村 4 名

(3) 殺処分開始前の準備

防疫支援センターの設営、発生地グループの要員と資材の受け入れ準備を以下のように行う。

ア 防疫作業者の受入準備

リーダーは管理グループ及び発生農場サポート拠点のリーダーと連絡を取り、防疫作業者の人数等を把握する。

イ 防疫資材の受け入れ準備

資材の受入れと確認、個数等の管理、資材の置き場所の配置図作成等を行う。また、発生農場やサポート拠点から不足している資材の情報があれば、管理グループ、家畜防疫対策班資材調達グループへ連絡し、作業が滞りなく進むように調整する。

ウ 防疫支援センター運営準備

(ア) 防疫支援センター駐車場等の準備

防疫支援センターには、防疫作業者が移動するバス等、多くの車両が入り出る。このため駐車場出入口、車両消毒場所、バス専用駐車場、その他グループ員の車両駐車場等を立て看板等でわかりやすく表示する。

(イ) 消毒機材の設置

① 車両消毒

防疫支援センター敷地への入口付近に動力噴霧器を2台設置する。

② 靴底消毒

- ・バス乗降場所に靴底消毒用の手押し消毒ポンプを4台用意する
- ・バス乗降場所から手洗い場所までの通路に消毒マット等を準備する

③ 手指の消毒

防疫支援センターとなる建物の手前に、手洗い・手指消毒コーナーを設置する。

- ・屋外に手洗い場所がない場合は、新たに簡易な流し台等の手洗い設備、またはポリタンクを利用した手洗い場所を設置する
- ・手洗い場所にはポンプ式の石鹼、ペーパータオル、ごみ袋、手指用消毒薬を準備する

④ うがい

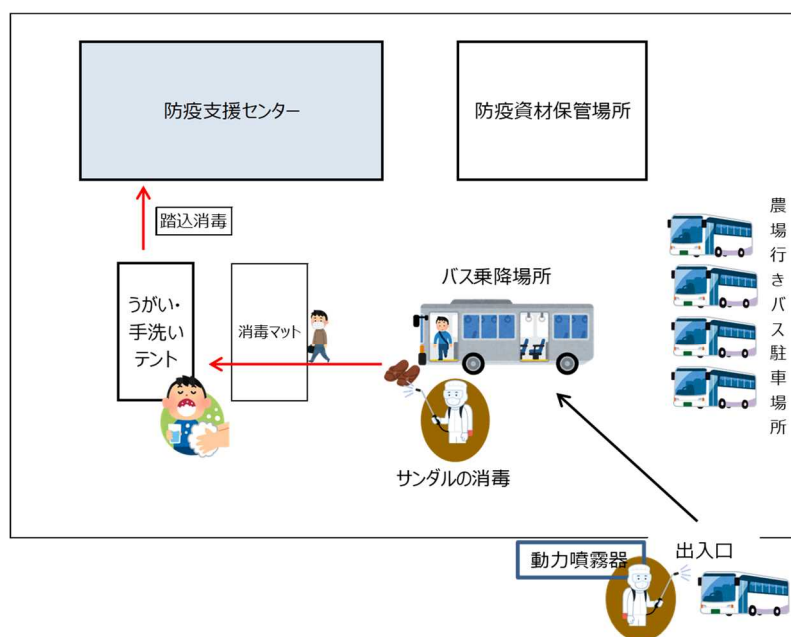
- ・テント1張り、机3台を設置する。
- ・うがい薬の調整を行う。
- ・紙コップ、紙コップを捨てるごみ袋、使用済みうがい液用のポリバケツを準備する。

⑤ 建物に出入りする際の消毒

玄関(あるいは出入口と設定したドア付近)に建物に出入りする人の靴底消毒、全身消毒の準備をする。

- ・靴底消毒：消毒マットあるいは踏込消毒槽を設置する。
- ・全身消毒：農場から戻った作業者の入口となる場所にfogmasterを設置する。

防疫支援センター外 イメージ図



(ウ) 防疫支援センター施設内部の準備

防疫支援センターは主に受付、荷物預かり、健康確認・救護、防疫資材の配布、及び更衣を行う。設営は以下のとおり。

① 防疫作業者の履物

防疫作業者の履物は、各自レジ袋等に入れて防疫支援センター内に持ち込むようにする。

- ・レジ袋等、靴を入れる袋の準備
- ・案内表示の準備

② 受付

防疫作業者の受付を行う。

- ・机 3 台、ボールペン 20 本、受付簿を準備
- ・受付名簿を家畜防疫対策班や管理グループから入手し、それらを基に動員県職員、協定派遣団体職員、他県獣医師などの職員番号、所属、氏名を確認・チェックする。名簿に無い人員についてはその都度確認して記入する。

③ 手荷物預かり

手荷物預かり場所を設置する。三角コーンなどを利用して仕切る。



手荷物預かり

④ 健康確認・救護コーナー

- ・防疫作業者の健康確認・救護のために設置する。
- ・「家畜伝染病発生時における救護対応マニュアル」（別添）に基づき準備をする。
- ・健康確認：事務職 2 名を配置。
机 2 台、ボールペン 20 本、油性マジック 2 本、クリアファイル 20 枚
- ・救護室：保健師等 2 名を配置。委託業者の看護師が到着後は、その看護師が対応。
簡易ベッド 1 台、衝立、救急箱、A E D、体温計、血圧計、毛布等を配置する。

⑤防疫資材配布

受付をした防疫作業者に防護服 2 着、帽子 1 枚、マスク 1 枚、薄手手袋 1 双、厚手手袋 1 双を配布する準備をする。

- ・防護服等のサイズが分かりやすいように表示、作業者が取りやすいように並べ方を工夫する。

⑥防護服への記名及び着用

防護服の前後に記名する準備をする。

- ・長机 8 台、油性マジック（太文字）20 本
- ・記名の仕方を示すため、見本となる記名済みの防護服を準備、掲示する。

⑦サンダルの準備

防疫作業者が使用する移動用サンダルを準備する。

（４）殺処分の開始以降の運営

グループ構成（動員職員到着前）

リーダー	畜産振興課	1 名
サブリーダー	畜産振興課	1 名
構成員	農林事務所	1 3 名
	家畜防疫対策班	1 名
	農林水産部	4 名
	防災・危機管理部（総括班）	2 名
	防災・危機管理部（情報班）	2 名
	市町村	4 名
	連絡員（家畜防疫対策班）	1 名
	※救護対応	2 名（保健師・外部委託看護師到着まで）

(動員職員到着後)

リーダー	畜産振興課 1 名
サブリーダー	畜産振興課 1 名
構成員	農林事務所 1 3 名 家畜防疫対策班 1 名 家畜防疫対策班（連絡員） 1 名 防災・危機管理部（総括班） 2 名 防災・危機管理部（情報班） 2 名 農林水産部 4 名 市町村 4 名 ※救護対応 2 名（保健師・外部委託看護師 到着まで）

ア 農場への出発前

(ア) 防疫支援センターでの防疫作業者の受入

①受付

- ・履物を入れるレジ袋の配布
- ・防疫作業者の人数の確認
- ・動員県職員、農林事務所、他県獣医師、市町村、協定派遣団体職員の名簿を管理し、管理グループへ報告する。
- ・手荷物の預かり

②健康確認

- ・防疫支援センター集合前に作業者が記入した健康確認票を回収・確認
- ・未記入の項目については、記載するよう指導
- ・体調異常に係る申し出があった場合には、防疫支援センターのリーダーに対応を引き継ぐ。

③資材配布

体温チェックを終えた作業者へ防疫資材（防護服 2 枚、キャップ 1 枚、マスク 1 枚、薄手手袋 1 双、厚手手袋 1 双、ゴーグル 1 個）を配布

④防疫作業説明・移動

- ・防護服着脱の説明を行う。
- ・外側防護服には班名と氏名を記入するように指示
- ・防護服 2 枚と帽子の着用の指示、サポートを行う。
- ・移動用サンダルを着用させ、駐車場へ移動
- ・作業者を農場行きバスに誘導する。

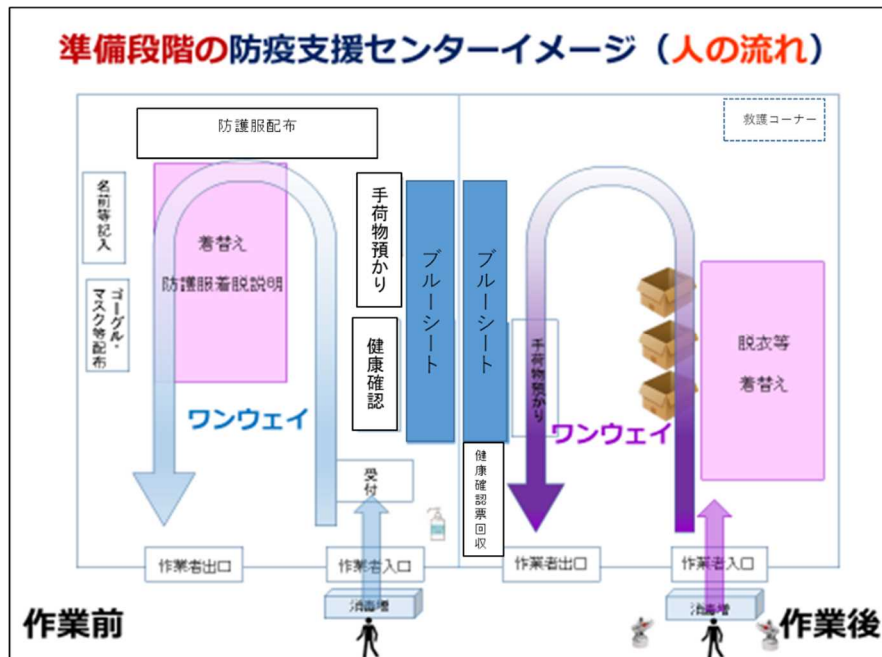
イ 農場から帰還後

(ア) 農場から戻った作業者の消毒

①発生地から戻った防疫作業者の消毒

- ・降車した作業者のサンダル底を手押しポンプで消毒
- ・消毒用マットを通り、うがい・手洗い用テントに誘導、手指の消毒・うがいを指示

- ・防疫支援センター内へ誘導
 - ②防疫作業者の人数確認
 - ・サポート拠点等に残っている人がいないか確認
 - ③防護服の脱衣、着替えを指示
 - ④健康確認
 - ・（４）アの（ア）の②に同じ
 - ⑤手荷物について氏名、所属等を確認しながら返却する
 - ⑥作業終了者の受付、名簿等による確認
 - ⑦県庁行きバスへ誘導
- 防疫支援センターイメージ（人の流れ）



ウ その他の作業

（ア）出入り車両の消毒

- ・防疫支援センター入口に到着したバス等の車両消毒

（イ）情報の掲示

- ・発生農場の概要（見取り図）、防疫作業の進捗状況等ホワイトボードに掲示

（ウ）サポート拠点及び家畜防疫対策班との資材、動員職員の人数・時間等の情報共有

（エ）消耗品の交換・補充

- ・踏込消毒槽、消毒マット、 Fog マスター、手押しポンプ及び動力噴霧器等の消毒薬の交換、補充
- ・履物を入れるレジ袋、荷物管理用袋の補充
- ・防疫資材（防護服、帽子等）の確認と補充
- ・手洗い場の石鹸、消毒薬、うがい液、コップ、ペーパータオル等の補充
- ・防疫資材廃棄用容器、コップ、ペーパータオル等廃棄物の処分

2 発生農場サポート拠点

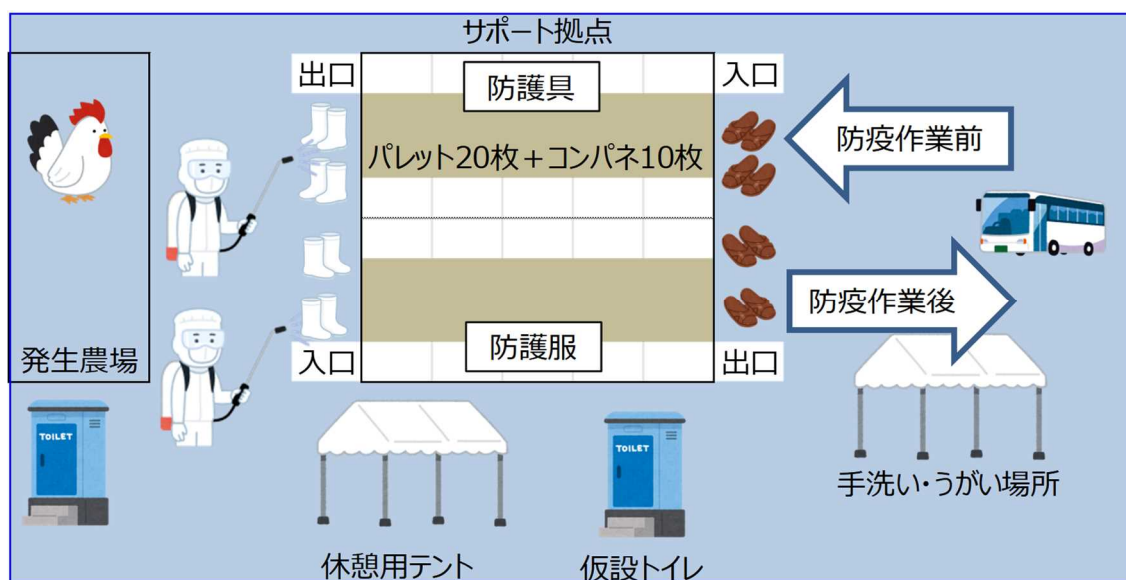
(1) 設置の目的と設営条件

ア 目的

- ・防疫作業者が発生農場へ出入りする際の支援・補助
- ・防疫資材の受入れ、管理、支援センターへの連絡窓口
- ・防護具（マスク、手袋、ゴーグル等）の着衣・脱衣
- ・防疫作業者のスケジュールの管理、作業終了や休憩等の連絡・調整
- ・救護者の消毒・応急処置

イ 設営条件

- ・発生農場サポート拠点は原則として発生農場の衛生管理区域外に設営する。
- ・「清浄エリア」と「グレーゾーン」に区分して設営する。（下図参照）



(2) グループ構成

殺処分開始前(準備)

リーダー	畜産振興課 1名
サブリーダー	畜産振興課 1名
構成員	家畜保健衛生所 2名 現地農林事務所 2名 防災・危機管理部（総括班） 1名 市町村 2名

(3) 殺処分開始前（遺伝子検査陽性時以降）

ア 清浄エリアの準備

- (ア) 長時間作業従事者専用休憩用としてテント（4張）長机16脚、パイプいす64脚、救護場所としてテント（1張）、長机2脚、パイプいす4脚、手洗い・うがい用にテント（1張）、長机2脚を設置する。

テント、長机及びパイプいすは市町村等が準備する。

(イ) 簡易トイレを設置

※ 休憩場所および簡易トイレについては、農場内にも設置する。

(ウ) 個人防護服着衣・脱衣場所を準備する。

①レーンの設置

- ・レーンは入場レーン（着衣）、退場レーン（脱衣）の2列を準備する。
- ・各レーンにテント2張（合計4張）設置する。
- ・各レーンにパレット20枚を縦長に設置し、その上に防疫作業者が歩くコンパネ10枚を敷く。

②入口と出口の表示

レーンには「入口」「出口」の標識を貼ったカラーコーンを設置し、明確に表示する。カラーコーンは備蓄センターから搬入する。

③入場レーン

防疫作業者は、清浄エリアの入場レーンで防護具を装着し、グレーゾーンを経て、汚染ゾーンの発生農場に入り防疫作業を行う。

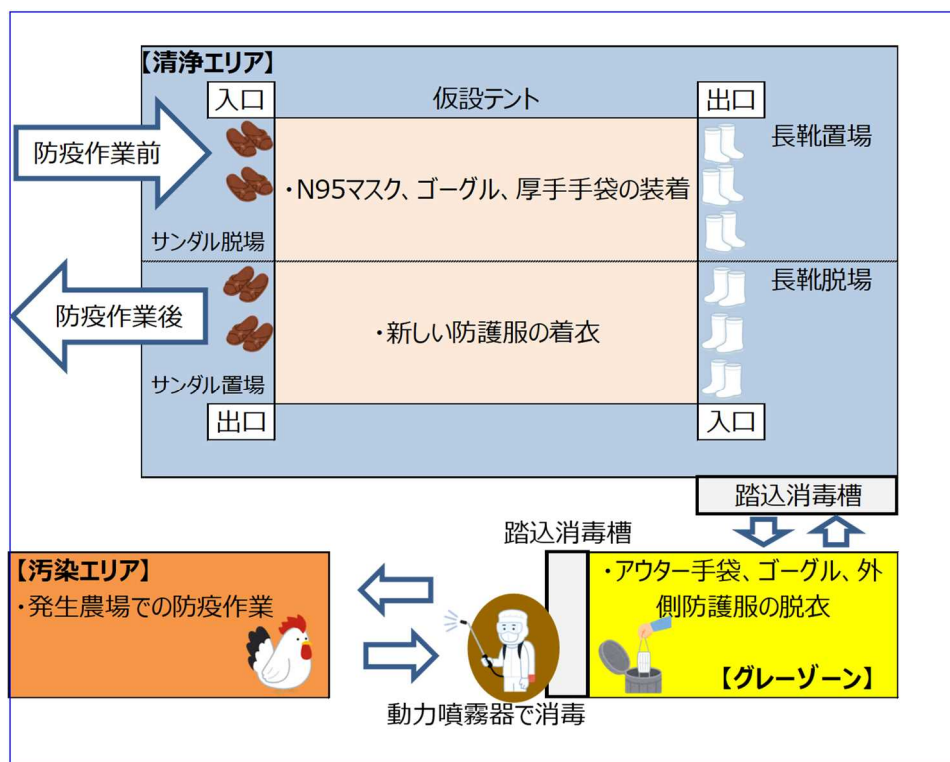
- ・サンダル脱ぎ場をレーン入口に設置する。防疫作業者はここで履いてきたサンダルを脱ぎ、レーン内に入る。
- ・テント内に交換用のマスク、ゴーグル、インナー手袋、アウター手袋及び目張り用のテープを準備する。
- ・会議用長机や段ボールなどを並べ、その上に装着する順番（マスク→ゴーグル→インナー手袋→アウター手袋）に防護具を並べる。
- ・各資材の資材名が判るように表示する。手袋はサイズが防疫作業者にわかるように表示して取りやすいようにする。
- ・レーン出口に長靴置場を設置する。マスク、ゴーグル等の装着を終えた防疫作業者はここで長靴を履き、長靴およびアウター手袋をテープで目張りする。

④退場レーン

グレーゾーンで外側防護服を脱衣した防疫作業者は、清浄エリアの退場レーンを通り、発生農場サポート拠点を抜ける。

- ・長靴脱ぎ場をレーン入り口に設置する。防疫作業者は、ここで長靴を脱いで清浄エリアに入る。
- ・内側防護服を廃棄する廃棄用容器（フレコンバッグ等）を準備する。
- ・防疫作業者が内側防護服を脱衣した後、移動用に着衣するための防護服を準備する。
- ・レーン出口に、防疫作業者が防疫支援センターに移動するためのサンダルを用意する。
- ・手洗い又は手指の消毒コーナー、うがいコーナーを設置する。

サポート拠点のエリア分け



イ グレーゾーンの準備

汚染エリア（防疫作業を実施する畜舎等）と清浄エリア（発生農場サポート拠点）の境界にグレーゾーンを設置する。防疫作業者が防疫作業を終え、汚染エリアを出た直後、清浄エリアに入る前に身体の消毒を行う。

防疫作業者はゴーグル、マスク等を着用したままグレーゾーンに入るので、以下の準備を行う。

- (ア) 汚染エリアからグレーゾーンに入る入口に踏込消毒槽を設置
→長靴の消毒を行う。
- (イ) 踏込消毒槽より先に動力噴霧器またはゲート式消毒器を設置
→防疫作業者の全身を消毒する。
- (ウ) 動力噴霧器の先に防疫資材廃棄用の容器を設置
→外側防護服、アウター手袋、インナー手袋、マスク、ゴーグルを廃棄する。

(4) 殺処分開始以降

グループ構成(動員職員到着前)

リーダー	畜産振興課 1名
サブリーダー	畜産振興課 1名
構成員	農林事務所 5名 農林水産部 2名、家畜防疫対策班 2名、市町村 1名 連絡員（家畜防疫対策班） 1名

(動員職員到着後)

リーダー	畜産振興課 1名
サブリーダー	畜産振興課 1名
構成員	農林事務所 5名 農林水産部 2名、家畜防疫対策班 2名、市町村 1名 防災・危機管理部（総括班） 1名 連絡員（家畜防疫対策班） 1名 防災・危機管理部 1名

ア 発生農場サポート拠点の運営

(ア) 防疫作業者の最終準備

- ・防疫作業者を入場レーンに誘導する
- ・作業者の人数と作業時間を確認し、発生地グループリーダーに連絡する
- ・サンダルを脱がせてパレット上に誘導後、防護具等の着衣の説明を行う
- ・アウター手袋、長靴の目張りのサポートを行う
- ・グレーゾーンから汚染エリアへ誘導する

(イ) 作業後の消毒等

① グレーゾーンでの作業

- ・作業終了後の防疫作業者に対し、グレーゾーン入口で踏込消毒槽を通るように指示
- ・長靴の底を動力噴霧器で消毒
- ・動力噴霧器で作業者の全身を消毒（発生地グループ消毒担当者が実施）
- ・アウター手袋や長靴の目張りを剥がすサポートを行う（ 〃 ）
- ・アウター手袋、ゴーグルの脱衣を指示、外した手袋、ゴーグルは廃棄用容器に廃棄するよう指示
- ・内側防護服には触らないように外側防護服を脱ぎ、廃棄用容器への廃棄するよう指示
- ・インナー手袋をアルコールスプレーで消毒
- ・内側防護服のフードを降ろし、マスクと帽子を外してフレコンバックに廃棄するよう指示
- ・インナー手袋を外して廃棄用容器に廃棄するよう指示

② 清浄エリアでの作業

- ・退場レーン入口で長靴を脱ぐよう指示
- ・パレット上に誘導し、内側防護服の脱衣とフレコンバックへの廃棄を指示
- ・移動用の新しい防護服を着用するよう指示
- ・レーン出口へ誘導、サンダル着衣を指示
- ・手洗い、うがいを指示

- ・休憩用テントまたはバスへ誘導



(ウ) その他

- ・ 班ごとの作業交代時間や休憩時間を、発生地グループのリーダーへ知らせる。
- ・ 防疫支援センターとサポート拠点間の移動用バスの運行管理(防災・危機管理課)
- ・ 防疫資材の管理、補充、不足する場合は支援センターへ連絡
- ・ 発生地グループのリーダーと家畜防疫対策班の情報共有のための連絡調整。(畜産課)
- ・ 鶏及び汚染物品評価記録簿、記録写真を撮影したカメラ等を管理し、農場から撤収する時に管理グループに渡す。
- ・ 踏込消毒槽の消毒液の交換
- ・ サンドル、長靴の管理
- ・ 廃棄防疫資材の処理、廃棄用容器の交換
- ・ 手洗い場の石鹸、ペーパータオルの補充、使用済みペーパーの廃棄
- ・ 翌日に使用する防疫資材の準備、不足する場合は支援センターへ連絡
- ・ 冬季においては使用する暖房器具の管理
- ・ 必要に応じて防疫作業者の熱中症予防(給水等)
- ・ 傷病者の応急対応と防疫支援センター等への連絡
- ・ 給食の管理・補充(家畜防疫対策班資材調達グループへ報告)

家畜防疫作業発生時における救護対応マニュアル

1 救護所の設営及び運営

(1) 対応者

防疫支援グループリーダー	農林事務所（畜産振興課）職員
救護担当職員	委託事業者看護師又は保健所保健師等（2名）

(2) 設営及び運営

- 防疫支援グループリーダーは、防疫支援センター内に救護所を設営し、全体的な運営を行う。
- 救護所の資機材は、現地対策班が防疫支援センターに適宜配置し、速やかに会場準備を完了する。
- 救護担当職員は、円滑な救護所の運営ができるよう防疫支援グループリーダーに対して設営及び運営について助言等を行う。
- 発生農場の管轄保健所の救護担当職員は、救護者が救急搬送や外来受診が必要な場合を想定し、管轄の消防本部及び救急医療機関等を調整し、連絡先を救護所に掲示する。

2 救護担当の編成・役割

(1) 救護担当の編成

初動対応（発生確認から翌々日の朝が目安）は、保健所保健師等が2名体制で対応する。

※班員については、保健政策課があらかじめ保健所保健師等の動員依頼を行い、「家畜防疫発生時の救護担当者名簿」（以下「担当者名簿」という。）を作成する。

※実際に、豚熱・高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、畜産課から提供された防疫作業スケジュールに基づき、保健政策課が担当者名簿により、各保健所次長に派遣者の確認を行う。

※発生地農場を管轄する保健所は、1班目のみの派遣とする。

※従事開始時間は、現地防疫支援センターの設置開始時間により変動する。

	日程	従事時間	保健師等			
			発 生 地 保健所	(保健師名)	〇〇 保健所	(保健師名)
1 班	1 日目	0:00～8:00				
2 班	1 日目	8:00～16:00	〇〇	(保健師名)	〇〇	(保健師名)
3 班	1 日目	16:00～24:00	〇〇	(保健師名)	〇〇	(保健師名)
4 班	2 日目	0:00～8:00	〇〇	(保健師名)	〇〇	(保健師名)
5 班	2 日目	8:00～16:00	〇〇	(保健師名)	〇〇	(保健師名)
6 班	2 日目	16:00～24:00	〇〇	(保健師名)	〇〇	(保健師名)

(2) 従事時間

1 グループあたり原則として8時間勤務とし、次のグループへの引き継ぎが完了するまで待機する。

ただし、深夜帯における交代に支障がある等の理由がある場合には、勤務時間を変更することができる。

(3) 救護担当職員（保健所保健師等）の招集

(ア) 連絡時期

保健政策課は、畜産課から連絡（鳥インフルエンザは簡易検査、豚熱は家畜保健衛生所の遺伝子検査で陽性と判明し、防疫支援センターの設置場所が決定した時点）に基づき、発生農場管轄保健所、健康推進課に連絡する。

(イ) 救護担当職員の招集

保健政策課から保健師等の動員要請を受けた保健所次長は、あらかじめ作成された担当者名簿により、当該職員に対し、防疫支援センターの所在地及び集合時間等を連絡する。

救護担当職員が所属する保健所次長は、動員職員の変更等の有無について保健政策課に報告する。

担当者名簿に記載された職員が対応できない場合は、原則、当該所属内で代替え職員を調整し動員する。ただし、所属内で調整が困難な場合は、保健政策課と健康推進課で派遣保健師を調整する。

(ウ) 救護の実施

救護担当職員は、防疫支援グループリーダーの指示に基づき、防疫措置等を行う関係者等（以下「防疫作業従事者」という。）が体調不良等を訴えた際に、症状の聞き取りや応急手当等を行うとともに、必要に応じて救急搬送の要請を行う。

(エ) 救護記録の作成・報告

救護担当職員は、別添報告様式により救護記録を作成し、原則として従事時間終了時に、防疫支援グループリーダーに報告を行う。

(オ) その他

救護担当職員は、救護業務がない場合は、防疫作業従事者に対する健康調査（健康確認票回収等）業務に協力する（高病原性鳥インフルエンザ対応に限る）。

3 防疫作業従事者の健康確認

救護担当職員は、防疫作業従事者の健康確認、相談には対応を行わない。動員時に以下の健康状態の確認を依頼していることから、防疫作業従事者から該当する旨の申

し出があった場合には、防疫支援グループリーダーに対応を依頼する。

(所属長は、以下に該当する職員は動員しない。)

【事前確認事項（豚・鳥共通）】

- ①現在、喘息、心臓病、腎臓病、肝臓病、高血圧、血液疾患などの慢性疾患で治療・投薬を受けており、健康上の不安がある。
- ②37.5℃以上の発熱を呈している。
- ③その他、何等かの体調不良または健康上の不安がある。

【事前確認事項（高病原性鳥インフルエンザ）】

- ① 1週間以内に本人または家族がインフルエンザと診断された。
- ② インフルエンザ様症状（悪寒、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身倦怠感、咽頭痛など）がある。
- ③ 鳥アレルギーがある。

〔参考〕

家畜防疫作業発生時の救護対応**必要物品**一覧(救護用としてまとめて配置する)

＜農林水産部で準備＞ 消耗品は1箇所の農場で10日間従事した際の目安

NO	項目	規格	必要数	備考
1	AED	台	1	
2	自動血圧計(携帯用)	台	2	
3	交換用乾電池	本	—	発生時に調達
4	デジタル体温計(腋窩用)	本	5	
5	交換用コイン型電池	本	—	発生時に調達
6	使い捨てゴム手袋M	／箱	1	
	使い捨てゴム手袋L	／箱	1	
7	救急箱及び薬剤等	セット	1	消毒薬、絆創膏、ガーゼ、テープ等
8	飲料水(ペットボトル)500ml	／箱	1	熱中症対策、創傷洗浄等
	イオン飲料水(ペットボトル)	／箱	1	熱中症対策
9	アルコール手指消毒薬(1ℓ)	本	1	
10	ティッシュペーパー	／箱	5	
11	スクリーン(パーテーション)	枚	4	
12	簡易ベッド	台	2	マットレスでも可
13	使い捨てシート	枚	5	
14	担架	台	2	
15	タオル	枚	10	
16	バスタオル	枚	10	
17	毛布	枚	6	
18	ビニール袋(A5サイズ)	枚	—	適宜、嘔吐、氷のう等処置対応
19	ビニール袋(ゴミ袋)	枚	—	適宜
20	使い捨てマスク(不織布)	／箱	1	
21	筆記用具(マンツク、付箋、予備用紙等)		適宜	
22	パルスオキシメーター	個	1	
23	聴診器	本	1	
24	ペンライト	本	1	
25	防水シート(使い捨て)	枚	10	
26	次亜塩素酸ナトリウム(ミルトン・ハイター等)	本	1	嘔吐物処理時に使用
27	バケツ	個	1	嘔吐物処理時に使用
28	2Lペットボトル容器(キャップ付き)	個	1	嘔吐物処理時に使用
29	ディスポ袖付きエプロン(ビニール製)	枚	10	嘔吐物処理時に使用
30	ペーパータオル	100枚入り/組	10	嘔吐物処理時に使用
31	リーフレット(嘔吐物処理用) ①ノロウイルスに注意 ②ノロウイルス感染症を予防しよう！	枚	5	嘔吐物処理時に使用 ①消毒液の希釈方法 ②嘔吐物の処理手順
32	掲示物			パウチして準備しておく 「救護コーナー」 受付に注意喚起の掲示 「作業前・後の、健康相談はありません。 以下の方は、作業 従事中止 を検討ください。 体温37.5……」
33	報告様式	枚	30	

防疫支援センター 救護対応報告書

農場名: _____

実施年月日 _____

(班) _____

従事時間 _____

～ _____

救護担当者 所属・氏名 _____

救護対応人数(実) _____ 人

傷病者対応記録

	所属	氏名 (かな)	傷病の概況	対応・結果
1				・作業継続 ・応急処置 ・帰宅 ・受診勧奨 ・救急車搬送
2				・作業継続 ・応急処置 ・帰宅 ・受診勧奨 ・救急車搬送
3				・作業継続 ・応急処置 ・帰宅 ・受診勧奨 ・救急車搬送
4				・作業継続 ・応急処置 ・帰宅 ・受診勧奨 ・救急車搬送
5				・作業継続 ・応急処置 ・帰宅 ・受診勧奨 ・救急車搬送

※各班作業終了時、防疫支援センターリーダーに報告すること

**作業前・後の、健康相談
はあいません。**

**以下の方は、作業従事中
止を検討ください。**

【豚熱防疫作業に従事する皆様へ】

体温 37.5℃以上

血圧 最高血圧 160mmHg 以上

最低血圧 100mmHg 以上

喘息、心臓病、腎臓病、肝臓病、高血圧、血液疾患など慢性疾患で治療を受けており健康の不安がある、体調不良や健康の不安がある方

【鳥インフルエンザ防疫作業に従事する皆様へ】

体温 37.5℃以上

血圧 最高血圧 160mmHg以上 最低血圧 100mmHg以上

喘息、心臓病、腎臓病、肝臓病、高血圧、血液疾患など慢性

疾患で治療を受けており健康の不安がある、体調不良や健

康の不安がある方

インフルエンザ様症状(悪寒、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身

倦怠感、咽頭痛など)がある方

1週間以内に本人・家族がインフルエンザと診断された方

救護コーナー

- ・ケガ・体調不良になった場合は、
声をかけてください。

- ・作業前・後の、健康相談はありません。



ノロウイルスに注意!!

冬季はノロウイルスが流行します。

ノロウイルスは、口から体内に入り感染します。

日ごろから、**外出後、調理前、食事前、トイレ後**などには、必ず**液体石けんで手を洗う**習慣を身につけて感染を予防しましょう。

また、二次感染を防ぐため、**患者のふん便やおう吐物の処理にあたっては、使い捨ての手袋及びマスクを着用する**など十分注意をしてください。加えて、**汚物を処理した後は、液体石けんでしっかり手を洗いましょう。**

感染予防の基本は「手洗い」です。
液体石けんを用い、30秒以上洗いましょう。



▶ 感染の原因

- (1) ウイルスに汚染された二枚貝などを、生あるいは十分に加熱しないで食べた。
- (2) 食品を取り扱う人(家庭で調理を行う人も含まれます。)が感染していて、その人を介して、ウイルスで汚染された食品を食べた。
- (3) 患者のふん便やおう吐物から二次感染した。
★家庭や共同生活施設など、ヒト同士が接触する機会の多いところでヒトからヒトへ直接感染するケースも多いと言われています。

▶ ノロウイルスに感染すると？

潜伏時間(感染してから発症するまでの時間)は、約24～48時間、主な症状は、吐き気・おう吐・下痢・腹痛で、発熱は軽度です。

通常、これらの症状が1～2日続いた後、治ります。後遺症ありません。感染しても発症しない場合もあります。

なお、ノロウイルスは、何度も感染します。

症状が消えても数日、長い人で1ヶ月近く、ウイルスがふん便とともに排泄されます。

子どもやお年寄りなど抵抗力が弱い人は、特に注意してください。

▶ ノロウイルス感染の予防や拡大を防ぐ方法

- (1) とにかく石けん(液体石けんがおすすめ)で手をよく洗う。
★外出後、調理前、食事前、トイレ後には、必ず石けんでしっかり手を洗いましょう。
- (2) 患者のふん便やおう吐物には、直接触れない。
★患者のふん便とおう吐物には、大量のウイルスが含まれています。ノロウイルスは少量(10～100個程度)でも、手などを介して感染します。ふん便やおう吐物は使い捨ての手袋及びマスクなどを着用して処理しましょう。
- (3) 汚染された場所や衣類などを消毒する。
- (4) カキやアサリなど二枚貝の加熱調理(食品の中心部で85～90℃で90秒間以上)を徹底する。

▶ 消毒方法の目安

- (1) 熱湯あるいは蒸気消毒……………85℃以上で1分以上
- (2) 塩素系消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム) ……0.02%(200ppm)又は0.1%(1000ppm) ▶約10分

※塩素系消毒剤は、消毒対象物(裏面参照)によって濃度を変えて使用してください。

※塩素系消毒剤には、商品としてピューラックス、ミルトンなどがあります。なお、代用品として塩素系漂白剤(商品名:ハイター、ブリーチなど)も使えます。

※塩素系消毒剤を使って、手指などの体の消毒をすることは絶対にしないでください。また、塩素系消毒剤に酸性物質を混ぜると有毒ガスが発生し、大変危険ですので注意してください。

詳しくは最寄りの保健所へおたずねください。また、感染症や食の安全に関する情報は下記HPでご覧いただけます。

感染症に関する情報 ▶ <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/index.html>

食の安全に関する情報 ▶ <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/eisei/syokuhin.html>

▶ 消毒液（次亜塩素酸ナトリウム希釈液）の作り方

市販の塩素系消毒剤や漂白剤は、6%くらいの濃度（使用前に表示確認）です。空ペットボトル（2ℓ）などを用い、消毒液が簡単に作れます。

●0.02%（200ppm）次亜塩素酸ナトリウムの作り方

★ペットボトルのキャップ1杯は約5mlです。

原液が6%の場合 ペットボトルキャップ2杯弱の原液を水で2ℓに希釈する。

➡ 食器、衣類などの消毒に用いてください。
ただし、色落ちに注意してください。



●0.1%（1000ppm）次亜塩素酸ナトリウムの作り方

原液が6%の場合 ペットボトルキャップ8杯強の原液を水で2ℓに希釈する。

➡ ふん便やおう吐物などの汚物を除去した後用いてください。

★消毒液を作る際は、手袋を着用してください。消毒液は冷暗所に保管し、子どもなどが触れないよう注意してください。

★時間が経つにつれ効果が薄れますので、使用するたびに調整して下さい。

▶ 患者のふん便・おう吐物の処理

- 1準備品**
- 使い捨て手袋 ●マスク ●エプロン
 - ふき取るための布やペーパータオル
 - ビニール袋 ●消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）など

2使い捨ての手袋とマスク、エプロンを着用する。



トイレが汚染された場合の消毒

3 ふん便で汚染された便座や床は、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを十分しみ込ませた使い捨ての布やペーパータオルでふく。量が多い場合は、使い捨ての布やペーパータオルでふき取り、その後、次亜塩素酸ナトリウムを十分しみ込ませた布やペーパータオルなどでふいて（同一面でこすると汚染を拡げるので注意）消毒する。

4 使用した布などは、すぐにビニール袋に入れて処分（この際、ビニール袋に0.1%次亜塩素酸ナトリウムをしみ込む程度に入れておく）する。その後、手をウイルスで汚染しないよう手袋をはずして（外側を内にする）、ビニール袋に入れて処分する。終了後、しっかりと手洗い、うがいを行う。

おう吐物の処理

3 おう吐物は使い捨ての布やペーパータオルなどで外側から内側に向けて、ふき取り面を折り込みながら静かにぬぐい取る。

4 使用した布やペーパータオルなどは、すぐにビニール袋に入れる。

5 おう吐物が付着していた床とその周囲を、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを十分しみ込ませた布やペーパータオルなどでおおい消毒（次亜塩素酸ナトリウムは鉄などの金属を腐食するので、ふき取って10分程度たったら水ぶき）する。

じゅうたんなど脱色する物の消毒には、水ぶき後、スチームアイロンの使用も有効です。

6 処理後は、手袋をはずしてしっかりと手洗い、うがいを行う。手袋は、使用した布やペーパータオルなどと同じようにビニール袋に入れて処分する。

留意事項

- ・汚物の処理時とその後しばらくは、大きく窓を開けるなどして換気してください。
- ・汚物処理のために着用したエプロンなどの着衣は、すみやかに熱湯などで消毒してください。
- ・汚物を処理した後、48時間程度は感染（発症）の有無に注意してください。もし、感染が疑われるような場合には、医師の診察を受けてください。

ノロウイルス感染症を予防しよう！

ノロウイルス感染症患者の便や嘔吐（おうと）物中には大量のノロウイルスが存在します。

《床などに飛び散った患者の嘔吐物の処理方法》

～日ごろより用意しておくもの～

- マスク ●エプロン ●手袋（2組あると便利です） ●新聞紙 ●ビニール袋 ●汚物入れ
- 古タオルまたはペーパータオル等 ●塩素系消毒薬・計量カップ ●消毒液作成用バケツ

塩素系消毒液（1,000ppm）を約3リッター作成する

作りたい濃度	原液の濃度		希釈倍数		原液	水
0.1% (1,000ppm)	1%	の場合	10倍	にする	330ml	3L
	6%		60倍		50ml	3L
	12%		120倍		25ml	3L

- 嘔吐物の処理は1,000ppmでお願いします。 ●塩素系消毒薬は漂白作用があります。
- 必ず手袋をして肌などに直接触れないようにお願いします。



処理をする前に

1. 周囲にいる人を離れた場所へ移動させ、窓を開けるなど換気します。
2. 嘔吐物の飛散を防ぐため、新聞紙やペーパータオルなどで覆います。
3. 嘔吐した人に対する対処を行います。
4. 嘔吐物の処理を行います。

【1・3はできれば同時進行で、嘔吐物の処理は最少人数で行います。

嘔吐物は素手で触らない（手袋を使用します）】

1. マスク、使い捨てのガウンまたはエプロン、手袋をする。



2. バケツに消毒液を作り、その中に新聞紙やタオルなどを浸す



3. まず、新聞紙で嘔吐物を取り除き、次にタオルで拭く



4. 拭き取った新聞紙やタオルはビニール袋へ入れる



5. すべて入れ終わったビニール袋の口をしっかりと縛る。



6. 嘔吐物入りのビニール袋を、別のビニール袋へ入れる



7. 同じ袋に使用した手袋なども一緒に入れ、しっかりと縛る。

8. 嘔吐物を拭き取った場所は、消毒薬で湿らせたタオルなどでしばらく（10～30分）覆っておく。
※吐物は半径2～3mぐらいまで飛び散るので、広い範囲を消毒するとともに靴底の消毒もする。
※塩素系消毒薬は、金属を腐食させるので良く拭き取り10分くらいしたら水で拭く。

9. しっかりと手洗い、うがいをする。

家畜防疫支援センターでの救護担当者名簿【豚熱・鳥インフルエンザ共通】

	日程	従事時間(想定) (原則8時間勤務)	保健師																	
			発生場所：中央(水戸含む)管轄		発生場所：ひたちなか管轄		発生場所：日立管轄		発生場所：潮来管轄		発生場所：竜ヶ崎管轄		発生場所：土浦管轄		発生場所：つくば管轄		発生場所：筑西管轄		発生場所：古河管轄	
1班	1日目	0:00 ～ 8:00	中央	ひたちなか	ひたちなか	日立	日立	潮来	潮来	竜ヶ崎	竜ヶ崎	土浦	土浦	つくば	つくば	筑西	筑西	古河	古河	中央
2班	1日目	8:00 ～ 16:00	日立	潮来	潮来	竜ヶ崎	竜ヶ崎	土浦	土浦	つくば	つくば	筑西	筑西	古河	古河	中央	中央	ひたちなか	日立	ひたちなか
3班	1日目	16:00 ～ 0:00	竜ヶ崎	土浦	土浦	つくば	つくば	筑西	筑西	古河	古河	中央	中央	ひたちなか	ひたちなか	日立	日立	潮来	潮来	竜ヶ崎
4班	2日目	0:00 ～ 8:00	つくば	筑西	筑西	古河	古河	中央	中央	ひたちなか	ひたちなか	日立	日立	潮来	潮来	竜ヶ崎	竜ヶ崎	土浦	土浦	つくば
5班	2日目	8:00 ～ 16:00	古河	ひたちなか	中央	日立	ひたちなか	潮来	日立	竜ヶ崎	潮来	土浦	竜ヶ崎	つくば	土浦	筑西	つくば	古河	筑西	中央
6班	2日目	16:00 ～ 0:00	日立	潮来	潮来	竜ヶ崎	竜ヶ崎	土浦	土浦	つくば	つくば	筑西	筑西	古河	古河	中央	中央	ひたちなか	日立	ひたちなか
7班	3日目	0:00 ～ 8:00	竜ヶ崎	土浦	土浦	つくば	つくば	筑西	筑西	古河	古河	中央	中央	ひたちなか	ひたちなか	日立	日立	潮来	潮来	竜ヶ崎
8班	3日目	8:00 ～ 16:00	つくば	筑西	筑西	古河	古河	中央	中央	ひたちなか	ひたちなか	日立	日立	潮来	潮来	竜ヶ崎	竜ヶ崎	土浦	土浦	つくば

※発生地農場を管轄する保健所は、第1班のみ派遣。オレンジ着色部分は主査・係※発生地農場を管轄する保健所は、1班として派遣。健康相談会場の設営等があるため、オレンジ着色部分は主査・係長以上の方での対応を想定。
※2日目以降、順次委託業者看護師に交替される予定。

令和5年度 家畜防疫作業発生時の救護担当者名簿

R5.10現在

保健所名	派遣順位	課名	職名	氏名	備考
中央	1				
	2				
	3				
ひたち なか	1				
	2				
	3				
日立	1				
	2				
	3				
潮来	1				
	2				
	3				
竜ヶ崎	1				
	2				
	3				
土浦	1				
	2				
	3				
つくば	1				
	2				
	3				
筑西	1				
	2				
	3				
古河	1				
	2				
	3				

鳥インフルエンザ発生時における 健康調査対応マニュアル

令和5年12月

茨城県保健医療部感染症対策課

【策定の趣旨】

鳥インフルエンザは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法とする。）の規定により、二類感染症（鳥インフルエンザH5N1、H7N9 以下、「二類鳥インフルエンザ」という。）及び四類感染症（鳥インフルエンザH5N1、H7N9を除く 以下、「四類鳥インフルエンザ」という。）に指定されている。養鶏場等で高病原性鳥インフルエンザが鳥類で発生した際には、養鶏場等の従業員及びその家族等（以下「養鶏場従業員等」という。）や防疫措置等を行う関係者等（以下「防疫作業従事者」という。）と、感染鳥間で濃厚な接触が生じることから、鳥インフルエンザ感染の有無を確認するために健康調査を実施する必要がある。効率的かつ的確に健康調査を実施するために、関係機関の対応をまとめた健康調査マニュアルを作成し、農林水産部が策定した「茨城県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル」と併せて、鳥インフルエンザの発生時に備えることとする。

なお、ヒトへの感染が判明した場合の対応等で、本マニュアルで定める事項以外は、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け 令和5年11月10日一部改正 健感発第1227003号）、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け 平成20年5月12日一部改正 健感発第1122001号）、「中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザA（H7N9）の二類感染症への追加後の対応について」（平成27年1月21日付け健感発0121第2号）等に基づき実施するものとする。

*この対応マニュアルは、鳥インフルエンザに関する新たな知見や関係機関からの意見等を踏まえ、適宜、見直しを行う。

目次

1 県内の養鶏場等で鳥インフルエンザが発生した場合の対応	2
《感染症対策課》	2
（1）関係機関への連絡	2
（2）防疫作業従事者への留意事項の周知	2
（3）医療機関等に対する情報提供	2
（4）県民への情報提供	2
《管轄保健所》	2
（1）健康調査計画書の作成	2
（2）養鶏場従業員等の健康調査	3
（3）医療機関等に対する情報提供	4
（4）地域住民に対する情報提供及び住民相談窓口の設置	4
（5）健康調査会場（防疫支援センター）の設営等	4
《健康調査従事者》	5
防疫作業従事者に対する健康調査	5
2 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与	8
（1）感染症対策課・薬務課	8
（2）管轄保健所（養鶏場従業員等対象）	8
（3）希望者居住地管轄保健所・職員診療所（防疫作業従事者対象）	9
3 ヒトへの感染が疑われた場合の対応	10
《保健所》	10
（1）疑い患者の把握及び医療機関への受診勧奨	10
（2）患者又は疑い患者発生届の受理及び報告	11
（3）患者及び接触者調査の実施	11
（4）消毒等の措置	11
（5）医療機関等に対する情報提供及び住民相談対応	11
（6）医療提供体制	11
《衛生研究所》	11
（1）病原体検査の実施	11
（2）県民への情報提供	12
（3）その他	12
《感染症対策課》	12
（1）感染症対策連携協議会・麻しん風しん等対策部会の開催及び関係機関との連絡調整	12
（2）患者及び疑い患者等の情報提供について	12
<様式集>	13

1 県内の養鶏場等で鳥インフルエンザが発生した場合の対応

県内の養鶏場等において、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、感染症対策課、その養鶏場等の所在地を管轄する保健所（以下「管轄保健所」という。）、健康調査従事者及び衛生研究所は、以下の対応を講ずるものとする。（鳥インフルエンザ発生時の主な対応フロー（別紙2）を参照）

《感染症対策課》

（１）関係機関への連絡

感染症対策課は、畜産課から簡易検査陽性の報告を受けた後、県内の全保健所（水戸市保健所含む）、薬務課及び厚生労働省（感染症対策課）に第1報の連絡を行う。

以降、遺伝子検査の結果等、逐次情報提供を行う。

（２）防疫作業従事者への留意事項の周知

感染症対策課は、防災・危機管理課に県職員向け「防疫作業従事者の皆様へ（県職員向け）（別紙1－1）」を、畜産課に団体職員向け「防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）（別紙1－2）」を動員開始前に送付し、関係所属への留意事項等の周知を依頼する。

※当該防疫作業従事者の所属が防疫作業への従事の可否を判断し、その責任を負うものとする。

（３）医療機関等に対する情報提供

感染症対策課は、簡易検査陽性に伴う疑い事例公表後に県医師会、病院協会、看護協会、感染症指定医療機関等に対して、鳥インフルエンザの情報提供を行う。以降、遺伝子検査等の結果等、逐次情報提供を行う。

（４）県民への情報提供

感染症対策課は、県民に対し、市町村等と連携して鳥インフルエンザに係る正しい知識について広報を行う。

《管轄保健所》

（１）健康調査計画書の作成

- ① 感染症対策課及び家畜保健衛生所からの簡易検査陽性の結果連絡を受けた後、感染症対策課と協議のうえ、「鳥インフルエンザ発生時健康調査計画書」（様式2）を作成し感染症対策課へ報告する。
- ② 養鶏場従業員等や防疫支援センターにおける防疫作業従事者に対する健康調査の準備を開始する。（別紙2参照）
- ③ 発生情報の収集や感染防止の体制整備のため、家畜保健衛生所（現地対策班長）及び農林事務所畜産振興課（防疫支援センターリーダー）と連絡をとり、家畜保健衛生所（現地対策班長）主催の地域連絡会議の日程や防疫支援センターの設置場所等

について確認し、感染症対策課へ情報提供を行う。

(2) 養鶏場従業員等の健康調査

養鶏場従業員等、感染鳥類との濃厚接触の可能性がある者に対し、以下の健康調査を実施し、「鳥インフルエンザ接触者リスト（養鶏場従業員等）」（様式3）を作成し、感染症対策課へ報告する。

なお、養鶏場従業員等の健康調査は、準備が整い次第、発生農場を管轄する家畜保健衛生所と調整し順次開始する。

養鶏場従業員等が外国人の場合、必要に応じ養鶏場の経営者など管理責任者立ち会いのうえ、各保健所が所有する翻訳機を活用する等して健康調査を実施する。

① 対象者

(ア) 養鶏場従業員等で、鳥インフルエンザに感染し又は感染した疑いのある家さん又は愛玩動物（以下「感染家さん」という。）や汚染された場所・物件等に接触のあった者

(イ) 感染家さんをと殺したり、と殺されたばかりの鶏肉を加工した者

(ウ) その他、感染家さんと接触があり、健康調査の必要があると保健所長が認める者

② 実施方法

(ア) 「鳥インフルエンザ接触者問診票（養鶏場従業員等）」（様式4）により、医師又は保健師が問診を行い、インフルエンザ様症状の有無を確認する。

(イ) 養鶏場従業員等がインフルエンザ様症状を呈するなど何らかの症状が認められた場合は、感染症指定医療機関の受診を勧奨し、養鶏場従業員等自身の自家用車等による移動又は管轄保健所の移送により受診する。

(ウ) 受入感染症指定医療機関の主治医が検査を実施する必要があると認めた場合の対応については、「4 ヒトへの感染が疑われた場合の対応《保健所》（1）疑い患者の把握及び医療機関への受診勧奨 ③」を参照。

(エ) 感染家さんとの接触者に対し、手洗いの励行、マスクの着用等の保健指導を行うとともに、最終接触日を0日として10日間、毎日朝夕の体温を測定し、健康状態を「体温記録用紙」（様式5）に記録するよう指導する。

(オ) こころの健康について、相談が必要な場合は、「防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）」（別紙1-2）をもとに相談窓口を案内する。

③ 経過観察

(ア) 感染家さんとの最終接触日から10日間は、保健所職員が毎日電話等により健康状態の確認を行う。確認結果は、「接触者モニタリング表」（様式6）に記載す

る。

- (イ) 経過観察期間中に、発熱や呼吸器症状、結膜炎等、鳥インフルエンザ感染が疑われる症状が発現した場合は、直ちに保健所に連絡するよう指導する。

④ 抗インフルエンザウイルス薬の投与

感染鳥類等との接触状況から、感染の可能性が高いと判断される場合の抗インフルエンザウイルス薬の投与については、「3 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与（2）管轄保健所（養鶏場従業員等対象）」を参照。

⑤ 留意事項

- (ア) 健康調査の実施に当たっては、対象者へ鳥インフルエンザに関する情報提供を行うとともに、健康状態の把握の必要性について十分な説明を行う。

必要に応じ、経過観察期間中は、公共の場での活動を可能な限り自粛するよう要請するとともに、やむを得ず外出する際にはマスクの着用を要請する。

- (イ) 調査を行う職員は、あらかじめ鳥インフルエンザ及び標準予防策等に関して、十分な知見を得て、サージカルマスク、ガウンの着用、手指消毒の徹底など、感染防止対策に十分に注意して業務に従事する。

- (ウ) 当該養鶏場等に立ち入って調査を行う場合には、医療用マスク（N95等）、ゴーグル、防護服等を着用する等、感染防御対策を徹底する。

- (エ) 調査を行う職員は、インフルエンザの予防接種を受けておくことが望ましい。

（3）医療機関等に対する情報提供

管内の医療機関等に対し、鳥インフルエンザが疑われる患者に対する医療機関での対応について周知するとともに、鳥インフルエンザの情報提供に努める。

（4）地域住民に対する情報提供及び住民相談窓口の設置

- ① 住民に対し、市町村等と連携して鳥インフルエンザに係る正しい知識及び感染防止策などの広報を行う。

- ② 必要に応じて、市町村及び家畜保健衛生所等と連携して当該養鶏場の周辺住民に対し、鳥インフルエンザに係る正しい知識の提供及び感染防止策などの説明を行う。

- ③ 人の健康に関する住民からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

（5）健康調査会場（防疫支援センター）の設営等

※防疫支援センターの運営については、「高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル」の別冊「発生地農場における現地対策班の防疫作業マニュアル＜現地対策班 防疫支援グループマニュアル＞により行っていることから、予め確認をしておく。

管轄保健所は、防疫支援センターの設営にあたり、感染防止の観点から作業動線に係る助言を行う。また、健康確認票等の必要物品の配置を行う。

《健康調査従事者》

防疫作業従事者に対する健康調査

① 健康調査業務の概要

健康調査の対象は、防疫作業従事者（県職員、団体・市町村職員・派遣職員（以下「団体職員」という。））とし、防疫支援センターで行う。

健康確認票の回収等の業務を、2名で行う。（詳細は後述のとおり）

※体調不良者への対応については、別途農林水産部が策定した救護対応マニュアルのとおり。

② 従事時間

1グループあたり原則として9時間（うち休憩1時間）勤務とする。健康調査終了後は、次のグループへ「健康調査業務引継ぎ書」（別紙5）及び「防疫作業従事者健康調査実施状況報告書」（様式9）により業務の引継ぎを行う。引継ぎ終了後、（別紙5）により引継ぎ事項を感染症対策課へメッセージで報告し、当該報告が完了した後に解散とする。

また、1日分の防疫作業が終了した時点（概ね0時）で、（様式9）を感染症対策課へメッセージで報告する。

③ 防疫作業従事者の健康管理の実施

健康調査従事者は、防疫作業従事者に対して、作業前と作業後について、「健康調査業務作業手順表（防疫支援センター）」（参考2）の手順により防疫支援センターで健康調査を実施する。

なお、防疫作業従事者に対し、事前に必要書類を感染症対策課が関係機関を通じ配布する。

〈防疫支援センター〉（健康調査会場）

手 順	内 容
作業前	○手順「健康調査業務作業手順表（防疫支援センター）」（参考2）を参照。 ① 受付・説明→②健康確認票の記載事項確認→③体温測定→④手荷物預かり場所への案内
	① 受付・説明 (ア) 畜産課、防災・危機管理課作成の名簿様式に必要項目を記載してもらい受付する（防疫支援センターの受付担当者）。 農場内発生地にて防疫作業に従事する者に健康確認票を配布する。 ※原則、事前に必要事項を記入のうえ持参とする。 (イ) 健康調査について、以下の点を説明する。

	・健康確認票に必要事項を記載済み、体温測定済みであることを確認し、体温未測定の場合は手指消毒時に体温測定（セルフチェック）を行い、測定結果は健康確認票に記載すること。 ・記載後は、健康確認票を手荷物に収納し、作業終了後、必ず健康調査従事者に提出すること。 ② 健康確認票の記載事項確認 ・健康確認票の記載事項を防疫作業従事者自身に確認させ、未記載の項目がある場合には、防疫作業従事者に記載するよう指導する。 ③ 体温測定（セルフチェック） ・事前に体温測定を行っていない場合には、手指消毒時に非接触型体温計で測定を行うよう防疫作業従事者に指導する。 ・測定結果は、健康確認票に記載するよう指導する。 ④ 手荷物預かり場所への案内 ・以下の基準により有症状者か、質問事項で動員不適項目がないか防疫作業従事者自身に確認させる。異常がない場合は健康確認票を手荷物へ収納させ、手荷物預かり場所へ案内する。 【有症状者の判断基準】（いずれかの条件を満たしたとき） ・ <u>体 温：37.5℃以上</u> ・ <u>インフルエンザ様症状（悪寒、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身倦怠感、咽頭痛など）がある</u> 【動員不適項目】 ・ I-2 質問事項の「インフルエンザの予防接種を受けたことがある」以外の項目で「はい」と回答している。 【有症状もしくは動員不適項目の該当者】 万が一、有症状もしくは動員不適項目の該当者を確認した場合には、防疫支援センターリーダーに情報提供し、対応を引き継ぐ。
作業後	○手順「健康調査業務作業手順表（防疫支援センター）」（参考2）を参照。 ①手荷物返却後の説明→②必要に応じ体温測定→③健康確認票の回収 ・防疫作業後の手洗いについては、防疫支援センター職員（農林水産部職員）により指導が行われる。 ① 手荷物返却後の説明 ・手荷物の返却を受けた防疫作業従事者に対し、以下の点を説明する。 (ア) 健康確認票の必要事項（作業終了後の質問事項）を記載すること。

(イ) 必要事項の記載後は、健康確認票を健康調査従事者に提出すること。

② 必要に応じ体温測定（セルフチェック）

- ・防疫作業従事者自身が必要と判断した場合に行う。

③ 健康確認票の回収

(ア) 健康確認票を回収し、記載事項を確認する。未記載の項目がある場合には、防疫作業従事者に記載するよう指導する。

(イ) 確認票提出者に対して、最終作業日を 0 日として 10 日間、毎日朝夕の体温を測定し、健康状態を体温記録用紙へ記録するよう指導する。また、発熱や呼吸器症状、結膜炎等鳥インフルエンザ感染が疑われる症状が発現した場合は、直ちに最寄りの保健所に連絡するよう指導する。
※事前に連絡済みの事項のため、必要に応じ対応を行う。

(ウ) 抗インフルエンザウイルス薬処方希望者について、県職員は職員診療所、団体職員は希望者居住地管轄保健所へ事前に電話で予約をして、来所するよう案内する。（別紙 1－1）、（別紙 1－2）

※水戸市民は水戸市保健所が管轄となるが、抗インフルエンザウイルス薬は、中央保健所で処方する。

※居住地が県外の希望者については、茨城県内の最寄りの保健所で処方する。

※事前に連絡済みの事項のため、必要に応じ対応を行う。

※適切な PPE（防護服、帽子、手袋、N95 マスク、ゴーグル）を装着して感染鳥類等を取り扱い、作業終了後も適切な方法、場所（換気が十かつ他者との距離が離れている所）で脱衣を行った者については、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は推奨しない。

(エ) 抗インフルエンザウイルス薬処方希望者の健康確認票を選別する。希望者の健康確認票をスキャンした後、防疫支援センターに配備する PC を用い、県職員分は職員診療所へ、団体職員分は希望者居住地管轄保健所の保健指導課及び衛生課あてメッセージで送付する（原本は管轄保健所で管理する）。

(オ) 回収した健康確認票を班別に五十音順に並べ、従事日ごとに保管する。健康確認票は、適宜、管轄保健所が回収する。

(カ) 回収作業後、防疫支援センターに配備する PC を用い（様式 9）に健康調査実施状況を記載し、1 日分の防疫作業が終了した時点（概ね 0 時）で、感染症対策課へメッセージで報告する。

2 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

抗インフルエンザウイルス薬処方希望者は、原則、居住地を管轄する保健所へ事前に電話予約のうえ、身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参し来所する。県職員については、職員診療所へ事前に電話予約のうえ、来所する。

なお、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は、作業過程において適切な感染防護がなされていなかった者のうち、曝露状況等を考慮した臨床判断でその必要性が認められた者を対象とする。

※水戸市民は、中央保健所で処方する。

※居住地が県外の希望者については、茨城県内の最寄りの保健所で処方する。

※抗インフルエンザウイルス薬の事前予約受け付けは、保健所及び職員診療所ともに、開庁時間内（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）のみの対応とする。

※抗インフルエンザウイルス薬の処方は、保健所については、開庁時間内（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）のみ、職員診療所については、診察時間内のみの対応とする。

また、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に関し、感染症対策課、薬務課、管轄保健所、希望者居住地管轄保健所及び職員診療所は以下の対応を講ずるものとする。

（１）感染症対策課・薬務課

① 薬務課は、感染症対策課から簡易検査陽性の連絡を受けた後、畜産課に抗インフルエンザウイルス薬の発注依頼を行う。

② 抗インフルエンザウイルス薬の納品後、薬務課は畜産課から受領する。また、感染症対策課と配置数等を協議のうえ、各保健所及び職員診療所に搬送する。

自衛隊から予防投与の希望があった場合には、作業者の曝露状況等を考慮した臨床判断の下で対象者を選定するよう依頼をしたうえで、薬務課が抗インフルエンザウイルス薬を必要数受け渡す。

③ 防疫措置終了後、薬務課は、防疫措置期間に各保健所及び職員診療所が処方した抗インフルエンザウイルス薬処方数の実績報告を受理する。また、処方しなかった抗インフルエンザ薬を各保健所及び職員診療所から回収する。

（２）管轄保健所（養鶏場従業員等対象）

① 感染鳥類等との接触状況から、感染の可能性が高いと判断された養鶏場従業員等が希望する場合は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

なお、後日、養鶏場従業員等が抗インフルエンザウイルス薬の処方を希望した場合には、医師の判断により予防投与を行う。

② 「抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル）の予防服用について」（様式 7）により十分に説明のうえ、管轄保健所医師が診察を行い、「処方箋」（様式 8）を交付する。

③ 管轄保健所の薬剤師または医師は、医師の処方箋に基づき抗インフルエンザウイ

ルス薬を処方するとともに服薬指導を行う。

※直ちに1回分（1カプセル）を服用するよう指導する。

【抗インフルエンザウイルス薬の予防服用】

オセルタミビルカプセル75mg（販売名の例：タミフル）

処 方：1日1回1カプセル

服用期間：作業日を含めて最大10日間

（感染鳥類等との最終接触日を0日として最大9日目まで）

- ④ 副作用の症状があらわれた場合は、服用を中止し、医師に相談するよう指導を行い、必要に応じ医療機関の受診を勧奨する。
- ⑤ 抗インフルエンザウイルス薬の処方を受けた養鶏場従業員等の問診票及び処方箋をひとまとめにし、処方日ごとに五十音順に保管を行う。
- ⑥ 防疫措置終了後、概ね1週間以内に抗インフルエンザウイルス薬処方数の実績を、（様式11）並びに各保健所及び職員診療所が整備している抗インフルエンザウイルス薬受払簿と併せて、薬務課及び感染症対策課へメッセージで報告する。

（3）希望者居住地管轄保健所・職員診療所（防疫作業従事者対象）

- ① 各保健所及び職員診療所において、薬務課から受領した抗インフルエンザウイルス薬を医師または薬剤師の管理のもと、安全に配慮し保管する。
- ② 希望者居住地管轄保健所及び職員診療所において、防疫支援センターから送付された健康確認票をもとに希望者を把握しておく。
また、希望者から電話予約を受ける際に、当該希望者が作業過程において適切なPPEのいずれかを着用しない、または作業途中にその一部を外した（外れた）者など、適切な感染防護がなされていなかった可能性があることを確認する。
なお、後日、防疫作業従事者が抗インフルエンザウイルス薬の処方を希望した場合には、医師の判断により予防投与を行う。処方にあたっては、当該希望者の健康確認票を管轄保健所からメッセージで受領のうえ、実施すること。
- ③ 希望者居住地管轄保健所及び職員診療所において、抗インフルエンザウイルス薬処方希望者に対し、「抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル）の予防服用について」（様式7）により十分に説明のうえ、医師が診察を行い、処方箋を交付する。
なお、処方前に希望者の健康確認票と身分証明書を照合のうえ本人確認を行うこと。
- ④ 希望者居住地管轄保健所の薬剤師及び職員診療所の医師は、医師の処方箋に基づき抗インフルエンザウイルス薬を処方するとともに服薬指導を行う。
※直ちに1回分（1カプセル）を服用するよう指導する。

【抗インフルエンザウイルス薬の予防服用】

オセルタミビルカプセル75mg（販売名の例：タミフル）

処 方：1日1回1カプセル

服用期間：作業日を含めて最大10日間

(感染鳥類等との最終接触日を0日として最大9日目まで)

- ⑤ 副作用の症状があらわれた場合は、服用を中止し、医師に相談するよう指導を行い、必要に応じ医療機関の受診を勧奨する。
- ⑥ 抗インフルエンザウイルス薬の処方を受けた防疫作業従事者の健康確認票及び処方箋をひとまとめにし、処方日ごとに五十音順に保管を行う。
- ⑦ 抗インフルエンザ薬が不足する場合には、薬務課へ連絡し、必要数受領する。
- ⑧ 防疫措置終了後、概ね1週間以内に抗インフルエンザウイルス薬の処方数の実績を、(様式11)並びに各保健所及び職員診療所が整備している抗インフルエンザウイルス薬受払簿と併せて、薬務課及び感染症対策課へメッセージで報告する。
- ⑨ 各保健所及び職員診療所で処方しなかった抗インフルエンザウイルス薬を、薬務課へ返却する。

3 ヒトへの感染が疑われた場合の対応

鳥インフルエンザは、感染症法の規定により、二類感染症及び四類感染症に指定されており、患者を診断した医師は、感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づき、直ちに最寄りの保健所に届出を行わなければならない。

県内の養鶏場等において、鳥インフルエンザが発生し、ヒトへの感染が確認又は疑われる場合、保健所、衛生研究所及び感染症対策課は、以下の対応を講ずるものとする。

《保健所》

(1) 疑い患者の把握及び医療機関への受診勧奨

- ① 接触者から保健所に、健康調査時又は健康観察期間中、発熱や呼吸器症状、結膜炎といった鳥インフルエンザ感染が疑われる症状がみられたとの連絡を受けた場合は、「鳥インフルエンザ防疫作業従事者経過観察中の健康相談記録票」(様式10)により症状等を聞き取り、直ちに感染症指定医療機関の受診を勧奨する。また、受診料については、自己負担である旨を伝える。
- ② 感染症指定医療機関に対し、有症状者の受診調整(受入依頼)を行い、感染症対策課及び衛生研究所へ報告する。
- ③ 受入感染症指定医療機関の主治医が検査を実施する必要があると認めた場合には、主治医は、本人または保護者に検体採取の必要性を説明した後に同意を得て、鳥インフルエンザに係る検体採取(鼻腔または、鼻咽頭拭い液等の検体)を行う。
採取した検体は、保健所が速やかに衛生研究所へ搬送する。

【疑い患者及び患者の検体採取方法】

- ・ インフルエンザウイルス分離用検体採取液に綿棒で鼻腔又は鼻咽頭拭い液を採取する。
- ・ 鼻腔又は鼻咽頭拭い液は保冷し、漏れ出したり、容器が破損することのないように梱包し、速やかに衛生研究所へ搬送する。なお、「茨城県感染症発生動向調査事業検査指針」の別記様式「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票（病原体）」に必要事項を記入の上、添付すること。

（２）患者又は疑い患者発生届の受理及び報告

医療機関から鳥インフルエンザの患者又は疑い患者の届出を受理した場合は、直ちに感染症対策課に報告する。

（３）患者及び接触者調査の実施

疫学調査員は、マスク、手袋の着用等の十分な感染防御手段を講じ、患者の積極的疫学調査を行う。

調査の結果、他に感染の恐れがある接触者が確認された場合は、接触者調査を行う。

（４）消毒等の措置

① 鳥インフルエンザに汚染され、又は汚染された疑いがある場所や物件について、感染症法に基づく消毒等の措置を迅速かつ適切に実施する。

② 家畜保健衛生所と十分に連携をとり、家畜伝染病予防法に基づく対応との整合性に留意する。

（５）医療機関等に対する情報提供及び住民相談対応

① 管内の医療機関等に対し、鳥インフルエンザが疑われる患者に対する医療機関での対応について周知するとともに、鳥インフルエンザの情報提供に努める。

② 人の健康に関する住民からの相談に対応する。

（６）医療提供体制

二類鳥インフルエンザは、「疑似症患者」又は「患者（確定）」と診断された場合には、感染症法の規定に基づき入院勧告等を行う。

四類鳥インフルエンザについても、感染症法の規定により対応することとするが、入院治療が必要な場合は、患者及びその保護者等に十分な説明を行い、陰圧病床を備えた感染症指定医療機関での治療を行うことが望ましい。

《衛生研究所》

（１）病原体検査の実施

保健所から依頼された検体について、R T-P C R 検査及びウイルス分離を直ちに実施する。

感染家きんに係る鳥インフルエンザウイルスの亜型がH 5 又はH 7 が陽性の場合

は、直ちに感染症対策課及び検体搬入保健所に報告する。

検査の結果、H 5 又はH 7 陽性またはA型陽性かつH 亜型不明（H 1、H 3、H 5、H 7 陰性）であった場合は、検査結果を検体搬入保健所に報告するとともに、国立感染症研究所インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センターに連絡のうえ、速やかに検体を送付する。

（２）県民への情報提供

養鶏場従業員等や防疫作業従事者で鳥インフルエンザ罹患が発生した場合は、衛生研究所（感染症情報センター）は、ホームページ等を活用し、県民に対し鳥インフルエンザに係る正しい知識について啓発を行う。

（３）その他

検体の保存、輸送、検査については、職員の感染防御等、安全かつ適切な対応に留意する。

《感染症対策課》

（１）感染症対策連携協議会・麻しん風しん等対策部会の開催及び関係機関との連絡調整

- ① 受入感染症指定医療機関の主治医が検査を実施する必要があると認め、検体を採取し、衛生研究所で検査を実施する場合には、厚生労働省（感染症対策課）に第 1 報の報告を行う。
- ② 保健所又は衛生研究所から検査結果の報告があった場合には、速やかに厚生労働省（感染症対策課）に報告を行う。
- ③ 患者が発生した場合には、麻しん風しん等対策部会を開催し、鳥インフルエンザに係る県の対応及び患者への医学的対応に関して、助言を求め対策を講じる。
- ④ 患者発生時には、新たな患者発生に備え、医師会等の関係機関及び関係部局との連携を図るとともに、県内の医療機関等へ情報提供する。

（２）患者及び疑い患者等の情報提供について

ヒトに感染及び発症した場合は、個人情報の保護に留意し、厚生労働省と協議のうえ、患者情報等を公表する。

＜様式集＞

様式 1	鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康確認票
様式 2	鳥インフルエンザ発生時健康調査計画書
様式 3	鳥インフルエンザ接触者リスト（養鶏場従業員等）
様式 4	鳥インフルエンザ接触者問診票（養鶏場従業員等）
様式 5	体温記録用紙
様式 6	接触者モニタリング表
様式 7	抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル）の予防服用について
様式 8	処方箋
様式 9	防疫作業従事者健康調査実施状況報告書
様式 10	鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康相談記録
様式 11	抗インフルエンザウイルス薬処方実績報告書
別紙 1-1	防疫作業従事者の皆様へ（県職員向け）
別紙 1-2	防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）
別紙 2	鳥インフルエンザ発生時の対応フロー
別紙 3	防疫作業従事者健康調査の流れ（防疫支援センター）
別紙 4	防疫支援センター等連絡先
別紙 5	健康調査業務引継ぎ書
参考 1	感染症指定医療機関一覧
参考 2	健康調査業務作業手順表（防疫支援センター）
参考 3	健康調査業務対応チェックリスト（管轄保健所・感染症対策課）

様式1 令和5年12月版 ※太枠内を記載してください。

鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康確認票

令和 年 月 日

氏 名	ふりがな	性別	男・女	生 年 月 日	昭・平	年	月	日生 (満 歳)
所 属				電話				
自宅住所	※県職員は市町村名のみ記載			電話				

I. 作業開始前

1. 測定

測定時刻	体温
時 分	°C

2. 質問事項

質問事項	回答欄	
①現在、インフルエンザ様症状(悪寒、頭痛、筋肉痛、全身倦怠感、咽頭痛、咳など)はありますか。	は い	いいえ
②1週間以内にインフルエンザと診断されましたか。	は い	いいえ
③1週間以内に家族でインフルエンザと診断された人がいますか。	は い	いいえ
④過去6か月以内にインフルエンザの予防接種を受けたことがありますか。 ・受けたことがある方は接種日を記入 (年 月 日)	は い	いいえ

※ 体温が 37.5℃以上の方や、①、②、③のいずれか又は全てに「はい」と回答した方は、防疫作業には従事できません。

II. 作業終了後

1. 作業状況

班	作業内容(○をつけてください)	作業時間	休憩時間
	鳥キャッチ 集鳥ラック押し ガス注入 鳥取り出し 梱包 評価記録 オペレーター 焼・埋却 消毒 その他()	時 分～ 時 分 (時間 分)	時 分～ 時 分 (分間)

2. 質問事項

質問事項	回答欄	
現在、身体に具合の悪いところがありますか。 ＜具体的に記入してください＞	はい	いいえ
※支援センター内に救護所が設置されています。必要に応じて相談してください。		
作業中にマスクやゴーグルがズレたり、防護着が破れたりしたことがありますか。	あった	なかった

3. 抗インフルエンザウイルス薬(オセルタミビル)の予防服用について

■ 国通知では、適切な PPE(防護服、帽子、手袋、N95 マスク、ゴーグル)を装着して感染鳥類等を取り扱い、作業終了後も適切な方法、場所(換気が十分かつ他者との距離が離れている所)で脱衣を行った者に抗インフルエンザウイルス薬の予防服用は、推奨されていません。

■ 医薬品を適正に使用したにもかかわらず健康被害が発生した場合、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(PMDA 法)に基づき給付される制度の適用は、個別事案について適正に使用したかどうかを医学・薬学的に判定することになるため、現時点で給付対象となりうるかどうかはわかりません。

■ これらを踏まえて、予防服用を希望する場合は、防疫支援センターに掲示している「抗インフルエンザウイルス薬(オセルタミビル)の予防服用について」の内容について十分理解したうえで、以下の質問に回答してください。

質問事項	回答欄	
「抗インフルエンザウイルス薬(オセルタミビル)の予防服用について」の内容について十分理解したうえで、抗インフルエンザウイルス薬の予防内服を希望しますか。	希望する	希望しない
	被投薬者サイン	
(希望する方は以下の事項に回答ください。)	回答欄	
1 現在、何か病気にかかっていますか。(病名)	はい	いいえ
2 医療機関で治療を受けていますか。	はい	いいえ
3 何か薬を服用していますか。(薬剤名)	はい	いいえ
4 アレルギー体質といわれたことがありますか。	はい	いいえ
5 今までに服用した薬で発疹・吐き気などのアレルギーが起きたことはありますか。	はい	いいえ
6 喘息といわれたことはありますか。	はい	いいえ
7 リウマチなどの慢性の病気はありますか。	はい	いいえ
8 肝臓の機能が悪いといわれたことはありますか	はい	いいえ
9 心臓・肝臓・腎臓・血液疾患などの病気はありますか。	はい	いいえ
10 免疫不全といわれたことはありますか。	はい	いいえ

<県職員以外の方>

◆抗インフルエンザウイルス薬を希望される方は、事前に予約が必要ですので、担当保健所に○をつけてください。

※県外の方は、茨城県内の最寄りの保健所に○をつけてください。

保健所名	管轄市町村
中央	笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、水戸市※1
ひたちなか	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
日立	日立市、高萩市、北茨城市
潮来	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
竜ヶ崎	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
土浦	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つくば	常総市、つくば市、つくばみらい市
筑西	結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町
古河	古河市、坂東市、五霞町、境町

※1 水戸市保健所では、抗インフルエンザウイルス薬の処方はありませんので、中央保健所を選択してください。

※2 抗インフルエンザウイルス薬の事前予約受け付け及び処方は、保健所の開庁時間内(平日 8 時 30 分～17 時 15 分)のみの対応となります。

鳥インフルエンザ発生時健康調査計画書

作成日：

保健所名：

【発生農場】

農場	名 称		代表者	氏 名	
	所在地			住 所	
	連絡先			連絡先	
飼養羽数			従業員数		

【防疫支援センター】

名称		リーダー名	
所在地		連絡先	
準備開始日時		健康調査開始日時	
防疫作業開始日時		設備の状況	AED：有（場所→ ）・無
駐車場		その他	

【役割分担】

内 容	担当者	実施 予定日時
養鶏場従業員等の健康調査		
防疫作業従事者の健康調査		
防疫支援センターの設営（作業動線に係る調整）		
防疫作業時の突発的な事故等に備えて、緊急対応可能な医療機関及び救急要請体制を確保		
医療機関等に対する情報提供		
地域住民に対する情報提供及び住民相談窓口の設置		

養鵝場名：

保健所

鳥インフルエンザ接触者リスト(養鶏場従業員等)

[illegible]

※調査終了時、確認記入し、報告

感染症対策課 TEL:029-301-3233 FAX:029-301-6341

– 19 –

報 告： 月 日 時 分現在

報告者：

鳥インフルエンザ接触者問診票（養鶏場従業員等）

（基本事項）

ふりがな 氏 名		性 別	男 ・ 女	生年 月 日	昭 ・ 平	年	月	日生 歳
所 属				電話				
自宅住所				電話				

（質問事項）※該当する項目に○で囲んでください。必要に応じて、記入をお願いします。

I 【本人及び家族の健康状態について】

1	過去 6 か月以内にインフルエンザワクチンを受けましたか？ ・ 1 回受けた ・ 2 回受けた ・ 受けていない
2	治療中のご病気（基礎疾患）はお持ちですか？〔複数回答可〕 ・ なし ・ 糖尿病 ・ 高血圧 ・ 心臓病（ ） ・ 腎臓病（ ） ・ 肝臓病（ ） ・ その他（ ）
3	投与されている薬剤はありますか？ ・ なし ・ あり（ ） ＊特にステロイド・免疫抑制剤はお忘れなく！
4	同居者の数について教えてください。 ・ 0 人 ・ 1 人 ・ 2 人 ・ 3 人 ・ 4 人 ・ 5 人以上
5	1 人以上と答えた場合は、同居者のワクチン接種状況及び健康状態について教えてください。 （ワクチン接種：あり 人 なし 人）（健康状態：良好 人 良好ではない 人）
6	同居者の中に乳幼児・児童（12 歳以下）は、いますか？ ・ はい ・ いいえ
7	乳幼児・児童のワクチン接種状況及び健康状態について教えてください。 （ワクチン接種：あり 人 なし 人）（健康状態：良好 人 良好ではない 人）

II 【接触の状況 鳥インフルエンザ等に感染した鳥等との接触】

8	感染した鶏や鳥、死んだ野鳥等との接触状況があれば、簡潔に教えてください。 ()
9	感染した鶏もしくは鳥が発生した養鶏場もしくは飼育施設にて勤務していましたか？ ・ はい ・ いいえ
10	そのような鶏や鳥等と 1m 以内に接触しましたか？ 「はい」と答えた場合は、時期と接触の合計時間をご記入ください。 ・ はい ・ いいえ 【時期（ 月 日 ～ 月 日）】 【時間 ・ 5 分以内 ・ 6～30 分 ・ 31～60 分 ・ 61 分～2 時間 ・ 2 時間以上】
11	鳥インフルエンザが発生した養鶏場等の鳥飼育施設の処理作業に従事しましたか？ ・ はい ・ いいえ
12	鳥インフルエンザに感染した、あるいは感染が疑われる鶏等の殺処理、肉加工等に従事しましたか？ ・ はい ・ いいえ

Ⅲ【手洗い、マスク、手袋、防護衣着用等について】

13	上記感染鳥との接触時や接触後に手をしっかり洗いましたか？ ・洗った ・洗わなかった ・記憶にない ・知らなかった
14	上記感染鳥との接触時に装着されたマスクのタイプをお選び下さい ・なし ・外科用マスク ・N95 マスク ・市販のサージカルマスク ・市販のその他のマスク（布・ポリウレタン等）
15	上記感染鳥との接触時に、以下の装備はされておりましたか？〔複数回答可〕 ・手袋 ・ゴーグル ・つなぎのガウン ・ガウンの前のエプロン ・長靴 ・特になし
16	ゴーグルの位置を何回くらいなおしましたか ・なし ・1回 ・2～5回 ・6回以上
17	マスクの位置を何回くらいなおしましたか ・なし ・1回 ・2～5回 ・7回以上

Ⅳ【症状問診】

18	発熱していますか？「はい」と答えた場合は、時期をご記入ください。 ・はい【（発熱 ℃） 月 日から】 ・いいえ
19	呼吸器症状について、現在以下の該当する症状があれば教えてください。 症状がある場合、出現した時期を教えてください。【時期 月 日から】 ・症状なし ・鼻汁 ・咽頭痛 ・咳（せき） ・喀痰（かくたん） ・呼吸困難 ・その他の呼吸器症状（ ）
20	筋肉痛/関節痛はありますか？「はい」と答えた場合は、時期をご記入ください。 ・症状なし ・筋肉痛 ・関節痛 【時期 月 日から】
21	消化器症状について、現在以下の該当する症状があれば教えてください。 症状がある場合、出現した時期を教えてください。【時期 月 日から】 ・症状なし ・腹痛（おなか痛） ・吐き気 ・嘔吐（おうと） ・下痢 ・その他の消化器症状（ ）
22	その他の症状について、現在以下の該当する症状があれば教えてください。 症状がある場合、出現した時期を教えてください。【時期 月 日から】 ・症状なし ・結膜の充血 ・頭痛 ・その他（ ）
23	医療機関を受診しましたか？ 「はい」と答えた場合は、医療機関名・受診日・診断名・検査についてご記入ください。 ・はい（ 診療所・病院） ・いいえ 【受診日 年 月 日】 【診断名 ・インフルエンザ ・その他（ ） ・不明】 【検査 ・インフルエンザ検査（陽性・陰性） ・その他検査（血液検査） ・なし ・不明】

Ⅴ【その他】

24	過去3年以内にインフルエンザにかかったことがありますか？ ・はい ・いいえ
25	抗インフルエンザウイルス薬（タミフル等）を現在内服していますか？ 「はい」と答えた場合は、時期をご記入ください。【時期 月 日から】 ・はい ・いいえ ・これから内服する

【抗インフルエンザウイルス薬予防投与の同意】

☐ 同意する （→右にサイン記入）

☐ 同意しない

各自、毎日体温を測定しましょう。

≪ 体温記録用紙 ≫

- ① 鳥インフルエンザの観察期間は最長でも10日です。
- ② 接触があった日から10日間、38度以上の急な発熱や急性呼吸器症状がなければ、ほぼ感染の可能性はなく、他への感染力もないと思われます。
- ③ 気になる症状が現れたときには、速やかに最寄りの保健所に連絡したのち、体温記録用紙を持参し、医療機関を受診してください。
- ④ なお無症状であり、かつ(③)を確実に守りいただけるという前提で、この期間も通常通りの生活はしていただけますが、注意深くご自身の健康チェックを行っていただくことをお願い致します。
(接触後10日目まで、無症状で経過した場合は、こちらの用紙を提出する必要はありません。)

氏名	住所	TEL 携帯
----	----	-----------

接触日より	日	測定時間	体温(℃)	呼吸器症状等	備考欄(行先等)
接触日	R 年 月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 1日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 2日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 3日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 4日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 5日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 6日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 7日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 8日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 9日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 10日目	月 日	朝 :			
		夕 :			

※鳥インフルエンザは通常、人に感染することはありません。

接触者氏名

接触者モニタリング表

患者(or患者)との最終接触日時: 年 月 日 時頃

月日	最終接触 より	連絡手段	体温(℃)	呼吸器症状の有無	呼吸器以外の症状	確認者
／	0日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
／	1日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
／	2日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
／	3日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
／	4日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
／	5日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
／	6日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
／	7日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
／	8日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
／	9日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
／	10日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	

連絡先TEL

担当者名

抗インフルエンザウイルス薬(オセルタミビル)の 予防服用について

【オセルタミビルの効能・効果】

○A型又はB型インフルエンザウイルス感染症の予防に用います。

(* 鳥インフルエンザはA型です。)

○予防に用いる場合には、本剤を連続して服用している期間のみ効果が持続します。

【用法・用量】

○オセルタミビルカプセルを1日1回 1 カプセル、決まった時間に服用してください。

○作業日又はオセルタミビルを処方された日を含め最大10日間服用してください。

※オセルタミビルを受け取った後、直ぐに服用してください。

【副作用】

○まれに腹痛、下痢、吐き気、発疹等の症状があらわれることがあります。

また、頻度は不明ですが、①ショック・アナフィラキシー、②肺炎、③劇症肝炎、肝機能障害、黄疸、④皮膚粘膜眼症候群(Stevens-Johnson 症候群)、中毒性表皮壊死融解症(Toxic Epidermal Necrolysis: TEN)、⑤急性腎不全、⑥白血球減少、血小板減少、⑦精神・神経症状、⑧出血性大腸炎、虚血性大腸炎等があらわれることがあるので、服用後、体調等に異常が認められた場合には、服用を中止し、医師に相談してください。

【その他】

○腎機能に高度の障害がある場合、慎重に服用する必要があるため、診察の際には必ず医師に告げてください。

○医療機関を受診する場合や、薬局等で他の薬剤を購入する場合、必ず本剤を服用していることを医師または薬剤師に伝えてください。

○コップ1杯程度の水又はぬるま湯で飲んでください。

○指示どおり最後まで飲み続けてください。

○飲み忘れた場合には、決して2回分を1度に飲まないでください。

【備 考】

○御不明の点等は、_____保健所(TEL: _____)までお問合せください。

患 者 氏 名: _____

医療機関の名称及び所在地: _____

調剤した薬剤師の氏名: _____

担当保健所： _____ 保健所

処 方 箋

_____ 様（生年月日 年 月 日）

処方

【般】 オセルタミビルカプセル 75m g

1 日 1 回 1 カプセル 1 0 日分

処方年月日： 年 月 日

処方医師名： _____

（医療機関の名称及び所在地又は医師の住所）

調剤済年月日	薬剤師氏名
年 月 日	⑩ 記名押印又は署名

防疫作業従事者健康調査実施状況報告書

(単位:人)

月日	グループ	作業時間	作業後 健康確認票提出者数	抗インフル薬 処方希望者数 (職員診療所、保健所別)	抗インフル薬 希望者数 合計	【確認用】 各所属への抗インフル薬 処方希望者情報の メッセージ送信済数 (職員診療所、保健所別)	備考 (その他、特記事項について記 載)
		: ~ :		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	
		: ~ :		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	
		: ~ :		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	
		: ~ :		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	
		: ~ :		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	
		: ~ :		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	

※各班作業終了時、記入。1日分の防疫作業が終了した時点で、感染症対策課へ報告する

報告: 月 日 時 分現在

感染症対策課 TEL:029-301-3233 FAX:029-301-6341

(報告者名)

記載例

防疫作業従事者健康調査実施状況報告書

(単位:人)

月日	グループ	作業時間	作業後 健康確認票提出者数	抗インフル薬 処方希望者数 (職員診療所、保健所別)	抗インフル薬 希望者数 合計	【確認用】 各所属への抗インフル薬 処方希望者情報の メッセージ送信済数 (職員診療所、保健所別)	備考 (その他、特記事項について記 載)
11月1日	農林A	8:00~16:00	50	職員診療所(2) 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	2	職員診療所(2) 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	
	団体A	8:00~16:00	90	職員診療所() 潮来() 中央(3) 土浦(2) ひたちなか(4) つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	9	職員診療所() 潮来() 中央(3) 土浦(2) ひたちなか(4) つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	
	農林B	16:00~24:00	45	職員診療所(1) 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	1	職員診療所(1) 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	
	団体B	16:00~24:00	80	職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば(2) 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河(1)	3	職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば(2) 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河(1)	
		: ~ :		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	
		: ~ :		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()		職員診療所() 潮来() 中央() 土浦() ひたちなか() つくば() 日立() 筑西() 竜ヶ崎() 古河()	

※各班作業終了時、記入。1日分の防疫作業が終了した時点で、感染症対策課へ報告する。

報告: 月 日 時 分現在

感染症対策課 TEL:029-301-3233 FAX:029-301-6341

(報告者名)

鳥インフルエンザ防疫作業従事者経過観察中の健康相談記録票

(保健所)

相 談 日		対 応 者				
対 象 者 氏 名	ふりがな	性 別	男 女	生年 月 日	昭・平 年 月 日 (満 歳)	生 日
所 属				電 話		
自 宅 住 所				電 話		

1. 作業内容

作業従事日時	班	作業内容
月 日 (時 ~ 時)	班	

2. 作業終了後の健康調査の有無 有 ・ 無

健康調査会場	
--------	--

3. 相談内容・結果

(症状・経過等)	
(受診調整)	あり ・ なし
医療機関名:	
受 診 日:	
受 診 結 果:	
(その他)	

発生農場：_____

報告日： 令和 年 月 日

報告者 所属：_____

氏名：_____

薬 務 課
感染症対策課 御中

抗インフルエンザウイルス薬処方実績報告書

処方日	処方人数	処方数（錠）	備考
合計			

※防疫措置終了後、概ね1週間以内に抗インフルエンザウイルス薬の処方数実績を、（様式11）
並びに各保健所及び職員診療所が整備している抗インフルエンザウイルス薬受払簿と併せて、
薬務課企画調整G及び感染症対策課疫学Gへメッセージで報告願います。

防疫作業従事者の皆様へ（県職員向け）

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫作業者の健康調査は、インフルエンザの感染の有無を確認するためのものです。高病原性鳥インフルエンザに係る疾患以外については、自己の責任において管理してください。

なお、慢性心疾患、慢性肺疾患、免疫機能低下、喘息、鳥アレルギー等の疾患のある方、又は当日体調が不良な方は防疫作業に従事できません。

1 作業前について

- ①事前に健康確認票（様式 1）に必要事項を記入し、防疫支援センターまで持参願います。
- ②自宅等で体温を測定し、各自で記録を残しておいてください。37.5℃以上の場合や健康確認票の「2. 質問事項」で①、②、③のいずれか、又は全てに「はい」と回答した方は防疫作業に従事できません。

2 作業中の留意事項について

- ①作業中、気分や体調が悪くなった場合（咳、くしゃみ、かゆみ、痛み等）は、無理をせず、すぐに現場の責任者に申し出てください。
- ②鳥インフルエンザの感染からご自身の身を守るために、作業中は、防護服等（マスク・ゴーグル等も含む）を必ず着用してください。防護服等を脱ぐ際は、着脱方法を守り、感染の防止に留意してください。特に靴を脱ぐ際には汚染される可能性が高いので、十分注意してください。
- ③脱水症状を起こさないよう、十分に水分をとってください。

3 作業終了後の留意事項について

防護服を脱いだ後は、手洗い、手指消毒を必ず行ってください。

4 作業終了後の健康確認について

作業終了後の健康状態を把握するため、作業に従事した方は、作業状況や質問事項への回答など、健康確認票を記入し提出してください。

※必要に応じて体温を測定してください。

5 作業従事後の経過観察について

作業終了日の翌日から 10 日間、体温を測定するとともに、体調の異常（インフルエンザ様症状（38 度以上の急な発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛、全体倦怠感、咽頭痛、咳など））があった場合は、直ちに最寄りの保健所に連絡したのち、医療機関を受診してください。

※医療機関を受診する場合は、鳥インフルエンザにかかる防疫作業に従事していたことを、必ず医師に伝えてください。

中央保健所	☎029-241-0100	ひたちなか保健所	☎029-265-5515
日立保健所	☎0294-22-4188	潮来保健所	☎0299-66-2114
竜ヶ崎保健所	☎0297-62-2161	土浦保健所	☎029-821-5342
つくば保健所	☎029-851-9287	筑西保健所	☎0296-24-3911
古河保健所	☎0280-32-3021	水戸市保健所	☎029-243-7315

6 メンタルヘルスについて

こころの不調があらわれたり、悩みや不安がある方は、職員診療所を利用する等、総務事務センター発出の案内をご利用ください。

7 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与希望者について

国通知では、適切な PPE（防護服、帽子、手袋、N95 マスク、ゴーグル）を装着して感染鳥類等を取り扱い、作業終了後も適切な方法、場所（換気が十分かつ他者との距離が離れている所）で脱衣を行った者に抗インフルエンザウイルス薬の予防服用は、推奨されていません。

これを踏まえ、高病原性鳥インフルエンザの防疫作業に従事した方で、抗インフルエンザウイルス薬の予防服用を希望する方は、開庁時間内（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）に職員診療所へ電話で事前予約をお願いします。

※抗インフルエンザウイルス薬の処方は、職員診療所の診察時間内のみの対応となります。

抗インフルエンザウイルス薬処方前に本人確認を行いますので、必ず身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参のうえ、防疫作業に従事したご本人様が職員診療所へご来所ください。

〔予約の際に伝えること〕

- ①氏名 ②所属 ③防疫作業従事日時
- ④防疫作業内容（適正な感染防護がなされなかったと考えられる事由）
- ⑤健康確認票提出時の抗インフルエンザウイルス薬の予防内服希望の有無

職員診療所（茨城県庁舎 9 階）

電話：029-301-2334

内線：2334・2335

曜日	月	火	水	木	金
診療科目	内科	内科	内科	内科	内科
診察時間	13:30～15:00	9:30～12:00	13:30～15:00	9:00～16:00	9:00～12:00
休憩時間	なし	なし	なし	12:00～13:30	なし

防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫作業者の健康調査は、インフルエンザの感染の有無を確認するためのものです。高病原性鳥インフルエンザに係る疾患以外については、自己の責任において管理してください。

なお、慢性心疾患、慢性肺疾患、免疫機能低下、喘息、鳥アレルギー等の疾患のある方、又は当日体調が不良な方は防疫作業に従事できません。

1 作業前の健康調査について

- ①事前に健康確認票（様式1）に必要事項を記入し、防疫支援センターまで持参願います。
- ②自宅等で体温を測定し、各自で記録を残しておいてください。37.5℃以上の場合や健康確認票の「2. 質問事項」で①、②、③のいずれか、又は全てに「はい」と回答した方は防疫作業に従事できません。

2 作業中の留意事項について

- ①作業中、気分や体調が悪くなった場合（咳、くしゃみ、かゆみ、痛み等）は、無理をせず、すぐに現場の責任者に申し出てください。
- ②鳥インフルエンザの感染からご自身の身を守るために、作業中は、防護服等（マスク・ゴーグル等も含む）を必ず着用してください。防護服等を脱ぐ際は、着脱方法を守り、感染の防止に留意してください。特に靴を脱ぐ際には汚染される可能性が高いので、十分注意してください。
- ③脱水症状を起こさないよう、十分に水分をとってください。

3 作業終了後の留意事項について

防護服を脱いだ後は、手洗い、手指消毒を必ず行ってください。

4 作業終了後の健康調査について

作業終了後の健康状態を把握するため、作業に従事した方は、作業状況や質問事項への回答など、健康確認票を記入し提出してください。

※必要に応じて体温を測定してください。

5 作業従事後の経過観察について

作業終了日の翌日から10日間の間に、体調の異常（インフルエンザ様症状（38度以上の急な発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛、全体倦怠感、咽頭痛、咳など））が見られた場合は、直ちに最寄りの保健所に連絡したのち、医療機関を受診してください。

※医療機関を受診する場合は、鳥インフルエンザにかかる防疫作業に従事していたことを、必ず医師に伝えてください。

中央保健所	☎029-241-0100	ひたちなか保健所	☎029-265-5515
日立保健所	☎0294-22-4188	潮来保健所	☎0299-66-2114
竜ヶ崎保健所	☎0297-62-2161	土浦保健所	☎029-821-5342
つくば保健所	☎029-851-9287	筑西保健所	☎0296-24-3911
古河保健所	☎0280-32-3021	水戸市保健所	☎029-243-7315

6 メンタルヘルスについて

こころの不調があらわれたり、悩みや不安がある方は、上記保健所又は「茨城県精神保健福祉センター」「いばらきこころのホットライン」をご利用ください。

高病原性鳥インフルエンザの防疫作業に従事した方で、こころの不調があらわれたり、悩みや不安がある方は、最寄りの保健所または、以下の電話相談窓口をご利用ください。

○ 茨城県精神保健福祉センター

電話相談対応時間	8時30分～17時15分
電話番号	月～金：029-243-2870

○ いばらきこころのホットライン

電話相談対応時間

9時～12時、13時～16時

(ただし、祝祭日および12月29日～1月3日を除く)

※電話相談は回線に限りがあるため、つながりにくいことがあります。

電話番号	月～金：029-244-0556（わのこころ）
	土、日：0120-236-556

7 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与希望者について

国通知では、適切なPPE（防護服、帽子、手袋、N95マスク、ゴーグル）を装着して感染鳥類等を取り扱い、作業終了後も適切な方法、場所（換気が十分かつ他者との距離が離れている所）で脱衣を行った者に抗インフルエンザウイルス薬の予防服用は、推奨されていません。

これを踏まえ、高病原性鳥インフルエンザの防疫作業に従事した方で、抗インフルエンザウイルス薬の予防服用を希望する方は、お住まいの市町村を管轄する保健所（県外にお住まいの方は茨城県内の最寄りの保健所）へ電話で事前予約をお願いします。

※水戸市にお住まいの方は、中央保健所が対応いたします。

水戸市保健所で処方はしておりませんので、ご注意ください。

※抗インフルエンザウイルス薬の事前予約受け付け及び処方は、保健所の開庁時間内（平日8時30分～17時15分）のみの対応となります。

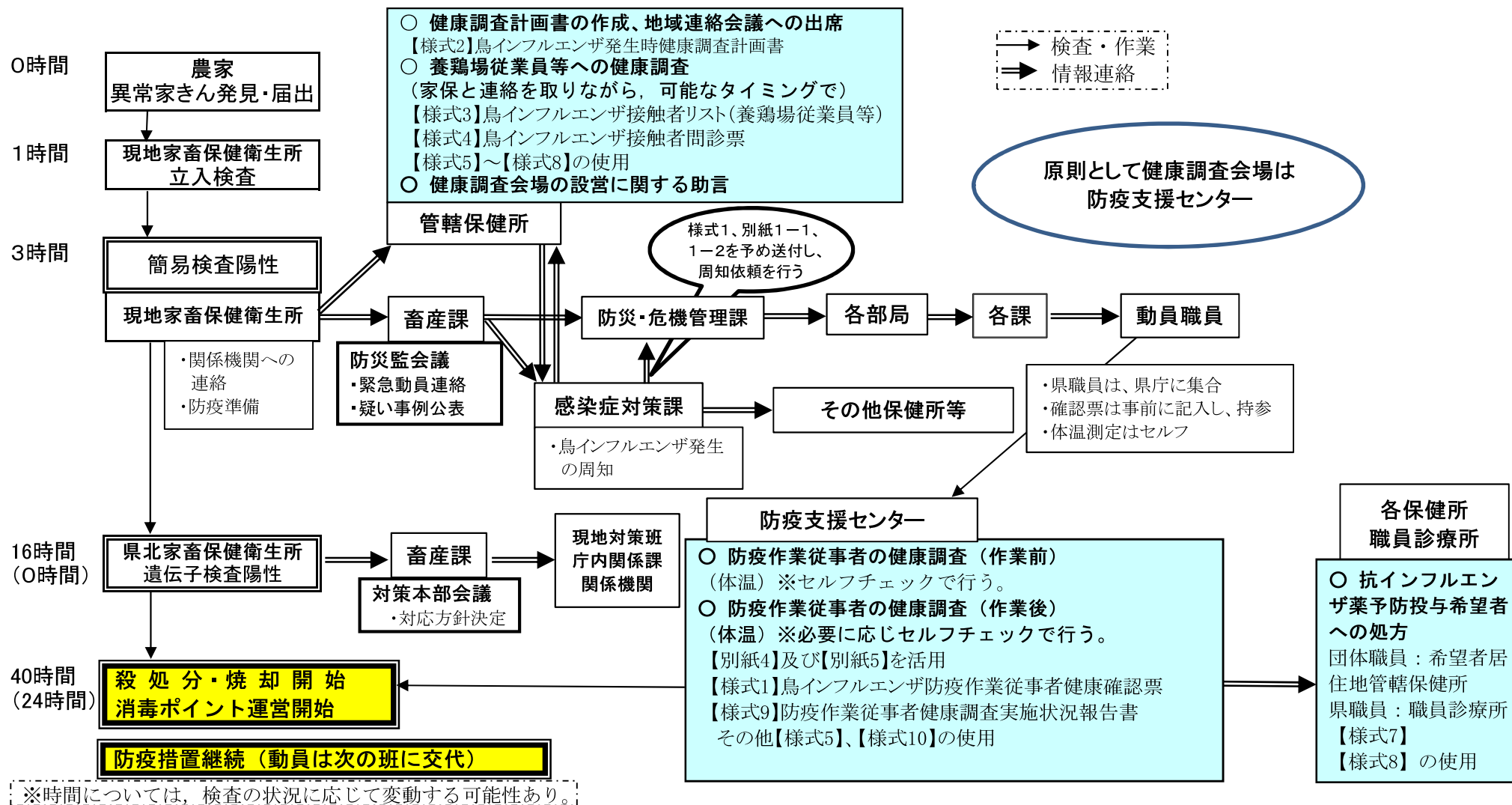
抗インフルエンザウイルス薬処方前に本人確認を行いますので、必ず身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参のうえ、防疫作業に従事したご本人様が保健所へご来所ください。

〔予約の際に伝えること〕

- ①氏名 ②生年月日 ③自宅住所 ④防疫作業従事日時
- ⑤防疫作業内容（適正な感染防護がなされなかったと考えられる事由）
- ⑥健康確認票提出時の抗インフルエンザウイルス薬の予防内服希望の有無

問い合わせ先
茨城県農林水産部畜産課畜政 G
TEL 029-301-3982
茨城県保健医療部感染症対策課疫学 G
TEL 029-301-3233

鳥インフルエンザ発生時の主な対応フロー（感染症対策課・保健所関係）



防疫作業従事者健康調査の流れ（防疫支援センター）

（作業開始前）

【自宅等で作業前に従事可能か各自確認をお願いします】

慢性心疾患、慢性肺疾患、免疫機能低下、喘息、鳥アレルギー等の疾患のある方、又は当日体調が不良な方は防疫作業に従事できません。

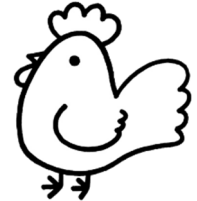
受付（防疫支援センター全体）

体温測定（未実施者）

防疫作業従事不可

帰宅

防疫作業従事可



（作業終了後）

手洗い・手指消毒（各自）

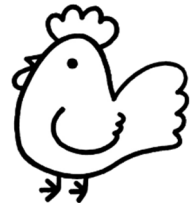
受付

体温測定（任意）

健康確認票へ記入・提出

帰宅

体温等の異常所見のある者は、医療機関受診を案内



防疫支援センターリーダー（オレンジのビブス）リスト

時間帯	所属	リーダー名	連絡先
(例) 16:00-0:00	●●農林		
(例) 0:00-8:00	●●農林		
(例) 8:00-16:00	●●農林		

緊急時連絡先（医療機関、救急等）

●●保健所（例：精神・緊急第3携帯）	
●●病院	
●●病院	
●●消防本部	

発生地管内保健所

●●保健所（平日・日勤）※保健指導課	
●●保健所（上記以外）※緊急携帯	

部外関係課

●●家畜保健衛生所	
-----------	--

鳥インフルエンザ防疫作業中

感染症対策課	029-301-3233
--------	--------------

健康調査業務引継ぎ書

令和 年 月 日 () 班名 班

健康調査対応等関係

引継事項確認者 (班)

※引継ぎ終了後、感染症対策課へメッセージで報告する。

参考 1

感染症指定医療機関一覧（令和 5 年 6 月現在）

第 1 種感染症指定医療機関

設置主体	病院名	医療圏	病床数	指定日
厚生連	JA とりで総合医療センター		2	平成 17 年 5 月

第 2 種感染症指定医療機関

設置主体	病院名	医療圏	病床数	指定日
日赤	水戸赤十字病院	水戸	6	平成 11 年 4 月
		筑西・下妻	4	
済生会	常陸大宮済生会病院	常陸太田・ひたちなか	4	平成 20 年 1 月
民間	株式会社日立製作所 ひたちなか総合病院	常陸太田・ひたちなか	2	平成 22 年 1 月
民間	株式会社日立製作所 日立総合病院	日立	4	平成 11 年 4 月
公財	財団法人 鹿島病院	鹿行	4	平成 11 年 4 月
厚生連	JA とりで総合医療センター	取手・龍ヶ崎	6	平成 11 年 4 月
厚生連	総合病院土浦協同病院	土浦	6	平成 11 年 5 月
公財	筑波メディカルセンター病院	つくば	1	平成 13 年 3 月
		筑西・下妻	2	
民間	筑波学園病院	つくば	3	平成 13 年 3 月
日赤	古河赤十字病院	古河・坂東	2	平成 13 年 4 月
厚生連	茨城西南医療センター 病院	古河・坂東	2	平成 13 年 4 月

【作業手順表】 現地グループ（会場：防疫支援センター） ※作業前

項目	作業内容		必要物品	机	椅子
	防疫作業従事者	健康調査従事者			
①受付・説明	所属・氏名を申告する。 （名簿に氏名を記載する。）	畜産課、防災・危機管理課作成の名簿様式に必要項目を記載してもらい受付する（防疫支援センターの受付担当者（農林水産部職員）。農場内発生地にて防疫作業に従事する者に健康確認票を配布※する。 ※原則、事前に必要事項を記入のうえ持参とする。	【畜産課】 ・筆記用具 ・手指消毒液（1本） ・畜産課、防災・危機管理課作成の名簿様式 【管轄保健所】 （様式1）「鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康調査確認票」（270部） ・（別紙1－2）「防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）」（270部）	2	2
②健康確認票の記載事項確認	健康確認票の記載事項を確認し、未記載の項目がある場合には、健康確認票に必要事項を記載する。	健康確認票の記載事項を防疫作業従事者自身に確認させ、未記載の項目がある場合には、防疫作業従事者に記載するよう指導する。	【畜産課】 ・筆記用具 ・手指消毒液（1本）	4	10
③体温測定	事前に体温測定を行っていない場合には、手指消毒時に非接触型体温計で測定を行う。 測定結果は、健康確認票に記載する。	事前に体温測定を行っていない場合には、手指消毒時に非接触型体温計で測定を行うよう防疫作業従事者に指導する。 測定結果は、健康確認票に記載するよう指導する。	【畜産課】 ・筆記用具 ・手指消毒液（1本）	4	10
④手荷物預かり場所への案内	有症状または動員不適項目がないか、確認する。 異常がない場合は健康確認票を手荷物へ収納し、手荷物預かり場所へ進む。 【有症状者の判断基準（いずれかの条件を満たしたとき）】 ・体温：37.5℃以上 ・インフルエンザ様症状がある（悪寒、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身倦怠感、咽頭痛など） 【動員不適項目】 ・I－2質問事項の「インフルエンザの予防接種を受けたことがある」以外の項目で「はい」と回答している。	左記の基準により有症状者か、質問事項で動員不適項目がないか防疫作業従事者自身に確認させる。異常がない場合は健康確認票を手荷物へ収納させ、手荷物預かり場所へ案内する。 万が一、有症状者または動員不適項目の該当者を確認した場合には、防疫支援センターリーダーに情報提供し、対応を引き継ぐ。	【畜産課】 ・筆記用具 ・手指消毒液（1本）	2	3
			計	12	25

【作業手順表】 現地グループ（会場：防疫支援センター） ※作業後

項目	作業内容		必要物品	机	椅子
	防疫作業従事者	健康調査従事者			
防疫作業後の手洗いについては、防疫支援センター職員（農林水産部職員）により指導が行われる。					
①手荷物返却後の説明	必要事項（作業終了後の質問事項）を記載する。	手荷物の返却を受けた防疫作業従事者に対し、以下の点を説明する。 （１）健康確認票の必要事項（作業終了後の質問事項）を記載すること。 （２）必要事項の記載後は、健康確認票を健康調査従事者に提出すること。	【畜産課】 ・筆記用具 ・手指消毒液（１本）	4	10
②必要に応じ体温測定（セルフチェック）	防疫作業従事者自身が必要と判断した場合に行う。	—	【畜産課】 ・筆記用具 ・手指消毒液（１本）	4	10
③健康確認票の回収	健康確認票を健康調査従事者に提出する。	（１）健康確認票を回収し、記載事項を確認する。未記載の項目がある場合には、防疫作業従事者に記載するよう指導する。 （２）確認票提出者に対して、最終作業日を０日として１０日間、毎日朝夕の体温を測定し、健康状態を体温記録用紙へ記録するよう指導する。また、発熱や呼吸器症状、結膜炎等鳥インフルエンザ感染が疑われる症状が発現した場合は、直ちに最寄りの保健所に連絡するよう指導する。 ※事前に連絡済みの事項のため、必要に応じ対応を行う。 （３）抗インフルエンザウイルス薬処方希望者について、県職員は職員診療所、団体職員は希望者居住地管轄保健所へ事前に電話で予約をして、来所するよう案内する。 ※水戸市民は水戸市保健所が管轄となるが、抗インフルエンザウイルス薬は、中央保健所で処方する。 ※居住地が県外の希望者については、茨城県内の最寄りの保健所で処方する。 ※事前に連絡済みの事項のため、必要に応じ対応を行う。 ※適切なPPE（防護服、帽子、手袋、N95マスク、ゴーグル）を装着して感染鳥類等を取り扱い、作業終了後も適切な方法、場所（換気が十分かつ他者との距離が離れている所）で脱衣を行った者については、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は推奨しない。 （４）抗インフルエンザウイルス薬処方希望者の健康確認票を選別する。希望者の健康確認票をスキャンした後、防疫支援センターに配備するPCを用い、県職員は職員診療所へ、団体職員は希望者	【畜産課】 ・筆記用具 ・手指消毒液（１本） 【管轄保健所】 ・「防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）」（別紙１－２）（５０部）※予備的に準備 ・「体温記録用紙」（様式５）（５０部）※予備的に準備 ・「抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル）の予防服用について」（様式７）（５部）※記載用の机などにラミネートして掲示 【感染症対策課】 ・PC ・モバイルルーター ・スキャナー	2	3

		不職員力を職員形保力、出所職員力は市至中居住地管轄保健所の保健指導課及び衛生課あてメッセージで送付する（原本は管轄保健所で管理する）。 （５）回収した健康確認票を班別に五十音順に並べ、従事日ごとに保管する。健康確認票は、適宜、管轄保健所が回収する。 （６）回収作業後、防疫支援センターに配備するPCを用い（様式９）に健康調査実施状況を記載し、１日分の防疫作業が終了した時点（概ね0時）で、感染症対策課へメッセージで報告する。		
			6	13

健康調査業務対応チェックリスト（管轄保健所・感染症対策課）

<管轄保健所>

①簡易検査陽性後（保健所出発前）

☒	項 目
☐	1 鳥インフルエンザ発生時健康調査計画書（様式 2）を作成し、感染症対策課へ報告する。
☐	2 養鶏場従業員等や防疫支援センターにおける防疫作業従事者の対する健康調査の準備を開始する。（別紙 2 参照）
☐	3 家畜保健衛生所及び農林事務所畜産振興課と連絡を取り、地域連絡会議の日程や防疫支援センターの設置場所等について確認し、感染症対策課へ情報提供する。
☐	4 防疫支援センターへ持っていくものを準備する。 ・筆記用具、使い捨てマスク（不織布）、N95 マスク、フェイスシールド、防護メガネ、アイソレーションガウン、バインダー、災害用保健師ビブス（蛍光イエロー）、手指消毒剤、ゴミ袋、配付資料※等（様式 1、5、9、別紙 1－2） ※事前に配布済みではあるが、予備的に準備 <様式集 養鶏場従業員等（養鶏場）に使用> ・鳥インフルエンザ接触者リスト（養鶏場従業員等）（様式 3） ・鳥インフルエンザ接触者問診票（養鶏場従業員等）（様式 4） ・体温記録用紙（様式 5） ・接触者モニタリング表（様式 6） ・抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル）の予防服用について（様式 7） ・処方箋（様式 8） ・防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）（別紙 1－2） ※こころの健康について相談が必要な場合に案内する。 ・感染症指定医療機関一覧（参考 2） <様式集 防疫作業従事者（健康調査会場）に使用> ・鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康確認票（様式 1） ・体温記録用紙（様式 5） ・抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル）の予防服用について「会場掲示用（見本）」（様式 7） ・防疫作業従事者健康調査実施状況報告書（様式 9） ・防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）（別紙 1－2） ・防疫作業従事者健康調査の流れ（防疫支援センター）（別紙 3）

②健康調査会場（防疫支援センター）

☒	項 目
☐	1 防疫支援センターの設営にあたり、感染防止の観点から作業動線に係る助言を行う。
☐	2 健康確認票や筆記用具等の必要物品の配置を行う。
☐	3 健康調査従事者の第1班と最初の引継ぎを行う。 (その後の引継ぎは、健康調査従事者間で行うよう説明する。)
☐	4 <様式集 防疫作業従事者（健康調査会場）に使用>の様式について、不足があれば随時補充する。

③養鶏場従業員等調査

☒	項 目
☐	1 鳥インフルエンザ接触者リスト（養鶏場従業員等）（様式3）を作成し、感染症対策課へ報告する。
☐	2 鳥インフルエンザ接触者問診票（養鶏場従業員等）（様式4）により、医師または保健師が問診を行う。
☐	3 感染の可能性が高いと判断された養鶏場従業員等が抗インフルエンザ薬の予防投与を希望する場合は、抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル）の予防服用について（様式7）により十分な説明を行い、本人の同意を得たうえで、医師の診察、処方箋（様式8）により、処方するとともに服薬指導を行う。
☐	4 感染家きんとの接触者に対し、うがいや手洗いの励行、マスクの着用等の保健指導を行うとともに、最終接触日を0日として10日間、毎日朝夕の体温を測定し、健康状態を「体温記録用紙」（様式5）に記録するよう指導する。
☐	5 管内の医療機関等に対し、鳥インフルエンザが疑われる患者に対する医療機関での対応について周知するとともに、鳥インフルエンザの情報提供に努める。
☐	6 住民に対し、市町村等と連携して鳥インフルエンザに係る正しい知識及び感染防止策などの広報を行う。
☐	7 必要に応じて、市町村及び家畜保健衛生所等と連携して当該養鶏場の周辺住民に対し、鳥インフルエンザに係る正しい知識の提供及び感染防止策などの説明を行う。

<感染症対策課>

①簡易検査陽性後

☒	項 目
☐	1 厚生労働省感染症対策課へ「養鶏場で鳥インフルエンザが発生したこと」「動員員数の規模」を情報提供する。
☐	2 畜産課から「鳥インフルエンザ発生情報連絡票」を提供してもらう。

②防疫措置終了後

☒	項 目
☐	1 厚生労働省感染症対策課へ「防疫措置が完了したこと」「健康調査の実施状況（作業後の体調不良者の情報等）」を情報提供する。
☐	2 経過観察で異常者（感染）が確認された場合、厚生労働省感染症対策課へ状況を共有するとともに、資料提供の準備を行う。